

平成27年 3 月 3 日開会

平成27年 3 月 19日閉会

# 平成 27 年 三 宅 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

## 平成 2 7 年 3 月 三宅町議会第 1 回定例会会議録目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 招集告示                                | 1  |
| 会期日程表                               | 2  |
| 第 1 号 (3月3日)                        |    |
| 出席議員                                | 3  |
| 欠席議員                                | 3  |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名 | 3  |
| 職務のため会議に出席した者の役職氏名                  | 3  |
| 議事日程                                | 4  |
| 議長挨拶                                | 7  |
| 町長挨拶                                | 7  |
| 開会の宣告                               | 8  |
| 議事日程の報告                             | 8  |
| 会議録署名議員の指名                          | 8  |
| 会期の決定                               | 8  |
| 諸般の報告                               | 9  |
| 選任第 1 号の上程、採決                       | 9  |
| 議案第 1 号～議案第 4 2 号、承認第 1 号の上程、説明     | 10 |
| 同意第 1 号の上程、説明、採決                    | 20 |
| 副町長挨拶                               | 23 |
| 発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決              | 24 |
| 発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決              | 25 |
| 散会の宣告                               | 28 |

## 第 2 号 (3月9日)

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 出席議員                                | 29 |
| 欠席議員                                | 29 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名 | 29 |
| 職務のため会議に出席した者の役職氏名                  | 29 |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 議事日程                        | 30 |
| 開議の宣告                       | 31 |
| 議事日程の報告                     | 31 |
| 議案第1号～議案第6号の予算審査特別委員会付託について | 31 |
| 議案第7号～承認第1号の総括質疑、各委員会付託について | 31 |
| 一般質問                        | 32 |
| 川口靖夫君                       | 32 |
| 植村ケイ子君                      | 35 |
| 松田睦男君                       | 37 |
| 散会の宣告                       | 40 |

### 第 3 号 （3月19日）

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 出席議員                            | 41 |
| 欠席議員                            | 41 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名 | 41 |
| 職務のため会議に出席した者の役職氏名              | 41 |
| 議事日程                            | 42 |
| 開議の宣告                           | 43 |
| 議事日程の報告                         | 43 |
| 特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決         | 43 |
| 追加議案の上程                         | 62 |
| 議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 62 |
| 議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 63 |
| 承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決            | 65 |
| 議員の辞職について                       | 66 |
| 閉会中の継続審査について                    | 67 |
| 町長挨拶                            | 68 |
| 閉会の宣告                           | 69 |
| 署名議員                            | 71 |

三宅町告示第10号

平成27年3月三宅町議会第1回定例会を  
次のとおり招集する

平成27年2月18日

三宅町長 志 野 孝 光

記

- 1. 招集日時 平成27年3月3日 火曜日  
午 前10時00分 開 会
- 1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

平成27年3月三宅町議会第1回定例会

会期日程表

平成27年3月 3日火曜日  
平成27年3月19日木曜日  
17日間

| 目次    | 月日曜日      | 開会時間                 | 摘 要                      |
|-------|-----------|----------------------|--------------------------|
| 第1日目  | 3月3日 火曜日  | 午前10時00分             | 定例会開会<br>(諸報告・提案説明)      |
| 第2日目  | 3月4日 水曜日  |                      | 休 会                      |
| 第3日目  | 3月5日 木曜日  |                      | 休 会                      |
| 第4日目  | 3月6日 金曜日  |                      | 休 会                      |
| 第5日目  | 3月7日 土曜日  |                      | 休 会                      |
| 第6日目  | 3月8日 日曜日  |                      | 休 会                      |
| 第7日目  | 3月9日 月曜日  | 午前10時00分             | 定例会再開<br>(総括質疑・一般質問)     |
| 第8日目  | 3月10日 火曜日 | 午前10時00分             | 予算審査特別委員会<br>(歳入、歳出予算説明) |
| 第9日目  | 3月11日 水曜日 | 午前 9時30分             | 予算審査特別委員会<br>(歳入、歳出予算質疑) |
| 第10日目 | 3月12日 木曜日 | 午前10時00分<br>午後 1時30分 | 総務建設委員会<br>福祉文教委員会       |
| 第11日目 | 3月13日 金曜日 |                      | 休 会                      |
| 第12日目 | 3月14日 土曜日 |                      | 休 会                      |
| 第13日目 | 3月15日 日曜日 |                      | 休 会                      |
| 第14日目 | 3月16日 月曜日 |                      | 休 会                      |
| 第15日目 | 3月17日 火曜日 | 午後 2時00分             | 式下中学校組合議会                |
| 第16日目 | 3月18日 水曜日 |                      | 休 会                      |
| 第17日目 | 3月19日 木曜日 | 午後 1時30分             | 定例会再開                    |

平成27年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成27年3月3日火曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 渡 辺 哲 久 | 植 村 ケイ子 | 川 口 靖 夫 |
| 廣 瀬 規矩次 | 馬 場 武 信 | 松 田 睦 男 |
| 池 本 久 隆 |         |         |

欠席議員数（2名）

|         |         |
|---------|---------|
| 辰 巳 勝 秀 | 梅 本 勝 久 |
|---------|---------|

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 町 長     | 志 野 孝 光 | 副 町 長     | 中 村 吉代茂 |
| 教 育 長   | 土 江 義 仁 | 教 育 委 員 長 | 吉 岡 藍 一 |
| 監 査 委 員 | 片 岡 嘉 夫 | 総 務 部 長   | 中 川 章   |
| 未来創造部長  | 東 浦 一 人 | くらし創造部長   | 松 本 幹 彦 |
| 健康子ども部長 | 中 田 進   | 会 計 管 理 者 | 乾 輝 男   |
| 教育委員会次長 | 吉 田 明 宏 | 幼 児 園 園 長 | 吉 井 五十鈴 |

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 山 田 恵 二 | モニター室係 | 堀 川 佳 則 |
| モニター室係 | 増 田 翔   |        |         |

---

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

---

本会議の会議録署名議員氏名

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 番 議 員 | 渡 辺 哲 久 | 2 番 議 員 | 植 村 ケイ子 |
|---------|---------|---------|---------|

平成27年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成27年3月 3日 火曜日

午 前 10時00分 開 会

- |       |                                             |
|-------|---------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程第2  | 会 期 の 決 定                                   |
| 日程第3  | 諸 般 の 報 告                                   |
|       | (1) 会計監査報告                                  |
| 日程第4  | 選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任について                 |
| 日程第5  | 議案第1号 平成27年度三宅町一般会計予算について                   |
| 日程第6  | 議案第2号 平成27年度三宅町国民健康保険特別会計予算について             |
| 日程第7  | 議案第3号 平成27年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算について            |
| 日程第8  | 議案第4号 平成27年度三宅町介護保険特別会計予算について               |
| 日程第9  | 議案第5号 平成27年度三宅町公共下水道事業特別会計予算について            |
| 日程第10 | 議案第6号 平成27年度三宅町水道事業会計予算について                 |
| 日程第11 | 議案第7号 平成26年度三宅町一般会計第10回補正予算について             |
| 日程第12 | 議案第8号 平成26年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について        |
| 日程第13 | 議案第9号 平成26年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について       |
| 日程第14 | 議案第10号 平成26年度三宅町介護保険特別会計第4回補正予算について         |
| 日程第15 | 議案第11号 平成26年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算について      |
| 日程第16 | 議案第12号 平成26年度三宅町水道事業会計第7回補正予算について           |
| 日程第17 | 議案第13号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 日程第18 | 議案第14号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第15号 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 日程第20 | 議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改       |

正する条例の制定について

- |       |        |                                                                                                             |
|-------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第21 | 議案第17号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                                               |
| 日程第22 | 議案第18号 | 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について                                                                               |
| 日程第23 | 議案第19号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について                                                                     |
| 日程第24 | 議案第20号 | 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について                                                                               |
| 日程第25 | 議案第21号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                                                            |
| 日程第26 | 議案第22号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                                                            |
| 日程第27 | 議案第23号 | 三宅町実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について                                                                                  |
| 日程第28 | 議案第24号 | 三宅町ふるさと納税基金条例の制定について                                                                                        |
| 日程第29 | 議案第25号 | 三宅町自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について                                                                                |
| 日程第30 | 議案第26号 | 三宅町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について                                                                                  |
| 日程第31 | 議案第27号 | 三宅町消防団条例の一部を改正する条例の制定について                                                                                   |
| 日程第32 | 議案第28号 | 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                                                                                  |
| 日程第33 | 議案第29号 | 三宅町地域包括支援センター設置条例の制定について                                                                                    |
| 日程第34 | 議案第30号 | 三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について                                                    |
| 日程第35 | 議案第31号 | 三宅町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第36 | 議案第32号 | 三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 日程第37 | 議案第33号 | 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について                                                                 |

- 日程第38 議案第34号 三宅町保育所各種使用料・利用料に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第39 議案第35号 三宅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について
- 日程第40 議案第36号 三宅町立幼稚園の授業料及びバス使用料条例を廃止する条例の制定について
- 日程第41 議案第37号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第38号 三宅町道路線の変更について
- 日程第43 議案第39号 三宅町道路線の廃止について
- 日程第44 議案第40号 三宅町道路線の認定について
- 日程第45 議案第41号 川西町、三宅町及び川西町・三宅町式下中学校組合指導主事共同設置規約の廃止について
- 日程第46 議案第42号 定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第47 承認第1号 (専決処分事項報告) 平成26年度三宅町一般会計第9回補正予算について
- 日程第48 同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第49 発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第50 発議第2号 住民自治基本条例の制定に関する特別委員会の活動の継続に関する決議について
- 日程第51 一般質問について

---

◎議長挨拶

○議長（廣瀬規矩次君） 皆さん、おはようございます。

これより会議を始めます。その前に携帯電話につきましては、マナーモードをお願いしたいと思います。

本日、平成27年3月三宅町議会第1回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ともにご多忙の中ご出席をしていただきまして、心より敬意を表し、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本日提案されております議案につきましては、平成27年度一般会計予算を初めとする選任1件、議案42件、承認1件、同意1件、発議2件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう議会運営にご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

---

◎町長挨拶

○議長（廣瀬規矩次君） 開会に先立ち、志野町長より挨拶をいただきたいと思います。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、平成27年3月三宅町議会第1回定例議会を開催いたしましたところ、議員各位には年度末の公私ご多忙の中、ご出席をいただき大変ありがとうございます。また、平素は町政運営に何かとご尽力、ご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

我が国経済は、アベノミクスの実施によって雇用情勢が着実に改善していることなどから、景気の緩やかな回復基調にあり、経済の好循環が生まれ始めておりますが、昨年4月に実施された消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や夏の天候不順などにより、個人消費等に弱さが見られ、景気の回復状況にもばらつきがあり、特に地方や中小企業、小規模事業者や地域経済にはいまだ景気回復の実感は十分浸透しておらず、今後の景気の先行きについては、依然として厳しい状況にあると思われます。そのような中、本町でも徹底した歳出抑制を図り、中長期的な行政運営を目指し、新年度予算の編成を行ったところであります。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成27年度一般会計予算案を初めとし、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計のおのおの当初予算案並びに平成26年度各会計補正予算案を合わせ12件、

条例の制定案並びに改正案合わせて24件、指定管理者の指定案1件、認定案等3件、規約の廃止案1件、協定の締結案1件、承認案1件、同意案1件の計44件と多数の重要案件をご提案申し上げ、議会からも選任1件、発議2件の提案があり、合わせて47件のご審議を願うわけでございますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願いを申し上げまして開会の挨拶いたします。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（廣瀬規矩次君） 初めに、9番議員、辰巳勝秀君及び10番議員、梅本勝久君より病氣療養のため本日の欠席届が出ていることを報告をいたします。

ただいまの出席議員数は7名で定足数に達しております。

よって、平成27年3月三宅町議会第1回定例会は成立いたしましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（廣瀬規矩次君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬規矩次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により1番議員、渡辺哲久君及び2番議員、植村ケイ子さんの2名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（廣瀬規矩次君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より3月19日までの17日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日より 3 月 19 日までの 17 日間とすることに決定いたしました。  
なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご了承を  
願いたいと思います。

---

◎諸般の報告

○議長（廣瀬規矩次君） 日程第 3、諸般の報告に入ります。

片岡代表監査委員より監査報告を求めます。

片岡監査委員。

○代表監査委員（片岡嘉夫君） 監査委員報告。

去る 2 月 19 日に、馬場武信監査委員とともに平成 26 年度三宅町一般会計並びに各特別会計、  
水道事業会計の中間監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

平成 26 年度会計の予算執行状況及び現金の出納保管、資金の運用等について関係書類及び  
各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。その結果、地方  
自治法を初めとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われており、特に問題とし  
て指摘するところもなく実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

平成 27 年 3 月 3 日、代表監査委員 片岡嘉夫。

○議長（廣瀬規矩次君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎選任第 1 号の上程、採決

○議長（廣瀬規矩次君） これより議事に入ります。

日程第 4、選任第 1 号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたしま  
す。

予算審査のため、予算審査特別委員会を委員会条例第 5 条第 1 項の規定により設置し、同  
条第 2 項の規定により、8 名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任いたしたい  
と思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） ご異議なしと認めます。

よって、議長及び委員 8 名をもって構成する予算審査特別委員会を設置することに決定を  
いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第12条の規定はありますが、私のほうで指名をいたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認めます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただくことといたします。  
それでは、特別委員会委員長に池本久隆君、副委員長に川口靖夫君を指名いたします。

---

◎議案第1号～議案第42号、承認第1号の上程、説明

○議長（廣瀬規矩次君） お諮りいたします。

日程第5、議案第1号 平成27年度三宅町一般会計予算についてより日程第47、承認第1号（専決処分事項報告）平成26年度三宅町一般会計第9回補正予算についてまでの議案は、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認め、議案の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。

日程第5、議案第1号 平成27年度三宅町一般会計予算についてより日程第47、承認第1号（専決処分事項報告）平成26年度三宅町一般会計第9回補正予算についてまでの議案42件、承認1件を一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） ご異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読は省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 平成27年3月三宅町議会第1回定例議会を開催し、当初予算案を初めとする数多くの重要案件を提出し、ご審議をお願いするに当たり、予算編成の基本姿勢、各議案の概要並びに重点項目についてご説明申し上げます。

まず、予算編成の基本姿勢についてであります。

我が国の財政状況は、急速な高齢化を背景とする社会保障経費の増加、リーマンショック

後の経済危機への対応、名目経済成長率の低迷並びに国債費の増大により、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

そして地方財政は、総務省による概算要求において、地方交付税は地方税収の増加を見込んで前年度よりも8,045億円減の16兆450億円となっており、地方財政においてはさらなる歳入の減少が見込まれ、国の施策の変化によっては地方財政への影響が懸念されるところであり、地方交付税など地方財源の確保については、国の動向を注視していく必要があります。

このような中でありますが、本町の財政状況を平成25年度決算においては、経常収支比率は前年度より1.1%減の87.5%となり、また、着実な基金積み立てにより財政調整基金、公債減債基金については、標準財政規模の58%となる12億8,000万円となった。そして、財政健全化法による実質公債費比率は前年比3.1%減の4.0%、将来負担比率についても17.8%減の23.8%となり、町財政については、わずかではあるが改善傾向にあるものの、財政力指数は0.290と依然として低い財政基盤であり、自主財源の町税等においても大幅な増加は見込めないことから、町財政は引き続き厳しい状態であると言えます。

平成27年度の予算編成に当たっては、昨年度に引き続き、三宅町第3次基本構想に掲げる各種施策の実現及び地方創生に係る基本理念である豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、個性豊かで多様な人材の確保及び魅力ある多様な就業の機会の創出の実現等、住民生活にとって必要性、緊急性、有効性の高い施策に重点を置いた予算措置を行ったところであり、歳入では、昨年に引き続き、未活用財産の売り払い等の促進や新たな自主財源の確保に努めるとともに、歳出においては、夢と活力と潤いに満ちた三宅町を築いていくため、必要な施策について優先順位の厳しい選択を行い、重要性、緊急性等を慎重に検討し、将来における財政負担についても十分考案した上で、選択を行い、住民が町に誇りや愛着を持ち、子供や若者の定住を促すことができる予算の編成を行いました。

続きまして、各議案の主な事項についてご説明申し上げます。

議案第1号 平成27年度三宅町一般会計予算案についてであります。歳出面では、財政状況が厳しいことを踏まえ、昨年に引き続き町長を初めとする常勤特別職、教育長の給料の減額を向こう1年間実施することといたしました。

総務費については、ふるさと納税推進事業に係る経費、番号制導入に係る経費、電算システム並びに各種保安全管理に係る経費、地域公共交通タクシー補助経費、ふるさと三宅創生事業、環境にやさしい町エコ事業、国勢調査に係る経費を、また選挙費としては奈良県知事、県議会議員、町議会議員選挙に係る所要の経費を組み入れ、総務費として6億3,722万2,000

円を計上いたしました。

民生費については、心身障害者、高齢者、ひとり親医療費助成及び乳幼児等の医療費助成に関しては、現在小学生については奈良県の補助事業範囲と同様の入院のみを助成対象としているところですが、平成27年8月1日から通院も対象とする助成を町単独事業として、子育て世代に対する負担の軽減を図ることを目的とした所要の予算措置を計上しております。

また、高齢者対策としては、生きがいと健康づくり、在宅福祉事業並びに介護保険特別会計繰出金に係る経費を、児童福祉では、児童手当、児童虐待防止対策事業、保育所運営経費、児童館及び放課後健全育成施設の指定管理に係る経費を、障害福祉については、サービス利用並びに自立支援事業に係る経費の組み入れを行い、民生費として9億5,614万3,000円の計上となっています。

衛生費においては、健康の維持・増進を図るための各種がん検診並びに感染症、予防接種等健康対策に係る経費、あざさ苑の指定管理に係る経費、予防接種助成経費並びにごみ・し尿処理経費、指定ごみ袋関係費等の清掃費予算経費を合わせ2億6,740万円の計上をいたしました。

農林水産業費及び商工費では、農業用施設維持管理の適正化促進に係る経費、特産物推進並びに観光促進に係る経費等を予算として、7,836万7,000円の計上を行っております。

土木費においては、橋梁点検業務、町道1号線インターチェンジ関連整備並びに3号線踏切拡幅に係る経費、町道維持補修費経費、石見都市下水路改修工事、石見駅周辺整備、町営住宅管理経費、既存木造住宅耐震診断助成等の事業の推進を図るべく予算の組み入れを行い、7億8,850万5,000円の計上をいたしました。

消防費については、従前より東南海・南海地震、防災対策推進地域の指定を受け、災害に強い町づくりに取り組んできたところですが、引き続き防災用食料・資材の備蓄の経費、災害時におけるLPガスの貯槽タンクの新設、三宅消防団第1分団及び第3分団の詰所の老朽化に伴う防災拠点倉庫の新設に要する経費、女性消防団の結成による消防広報車両の購入費用、奈良県広域消防組合消防費負担金並びに消防団に係る経費を合わせ3億2,537万5,000円を計上いたしました。

教育費については、教育委員会、小中学校の英語学習に要する経費及び幼稚園の運営経費、社会教育活動に係る経費並びに保健体育では総合型地域スポーツクラブ活動費等を合わせ2億9,699万2,000円を計上しました。

公債費については、長期借入地方債の元金、利子を合わせ3億4,847万6,000円の計上をい

たしました。

一方、歳入面については、町税として前年度に比し214万2,000円の減額で、6億1,173万2,000円を見込み、計上いたしました。これは、依然として経済や雇用に関し厳しい状況が続いておることから、法人町民税の減収等による影響分を見込んだものであります。

地方譲与税については、国の地方譲与税総額が減額されていることから、前年度に比し64万5,000円の減額を行い、2,030万7,000円を計上いたしました。

利子割交付金については、国の動向により323万3,000円を、地方消費税交付金で9,454万2,000円を、自動車取得税交付金で603万9,000円を、地方特例交付金については300万円を計上いたしました。

地方交付税については、国の地方交付税の総額が全国ベースで5.0%の減額措置が見込まれておりますが、昨年度の決算額見込み額をもとに増額を見込み、特別交付税を合わせ16億6,730万4,000円を計上いたしました。

分担金及び負担金については、式下中学校普通交付税負担金等においては、式下中学校特別教室棟の技術棟並びに柔道場の耐震改修工事を含め6,741万1,000円の計上をいたしております。

使用料及び手数料については、町営住宅使用料、幼稚園授業料、住民登録手数料等で5,551万円を計上いたしております。

国・県支出金については、歳出経費を基本にした補助算定を行い、国庫支出金については5億1,309万3,000円、県支出金については1億7,253万7,000円を計上いたしております。

財産収入では、基金利子並びに小集落地区改良事業等の残地の売り払い収入を合わせ7,173万2,000円の計上をいたしております。

繰越金については1,000万円を見込んでおります。

町債では、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債1億2,390万円の借入額を見込むとともに、各事業債の借入予定額を含め4億2,890万円を計上いたしました。

平成27年度の一般会計の予算規模は、歳入歳出全般にわたり精査と見直しを徹底いたしました結果、37億8,000万円となり、前年度当初予算額と比較しますと6億2,300万円の増額で、19.7%の増となっております。これは主に石見駅周辺整備、災害に強い町づくり事業によるものであります。

次に、議案第2号から第5号までの平成27年度三宅町国民健康保険特別会計、三宅町後期高齢者医療特別会計、三宅町介護保険特別会計並びに三宅町公共下水道事業特別会計の4会

計予算案を合わせた予算規模は20億5,060万2,000円となり、前年度と比較して5.4%の増となっております。

次に、議案第6号 平成27年度三宅町水道事業会計予算案については、収益的収入において1億9,533万6,000円で、支出は1億7,622万5,000円、また資本的収入で810万円、支出は2,930万1,000円の予算組み入れを行いました。

以上が議案第1号から議案第6号までの新年度予算案における主な予算の概要であります。事業執行段階においても適正かつ効率的な執行管理を徹底し、引き続き経常経費の節減合理化と歳入財源の確保に努めてまいり所存であります。

冒頭でも申し上げましたが、非常に厳しい財政状況のもとで財政健全化に向けて努力している中での予算編成であり、事業の優先順位についても重要性、緊急性等を基本に、将来における財政負担についても十分考案した上で予算の編成を行い、関係方面からの要望等を全て満たすことはできておりませんが、議員各位におかれましてもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第7号から議案第12号までの6議案は、平成26年度各会計の補正予算案であり、各事業における事業費等の確定に伴い、国・県支出金、地方債等の特定財源の変更による補正予算案であります。

特に一般会計補正予算案におきましては、まち・ひと・しごと創生法の施行に伴う地域住民生活等緊急支援のための交付金事業が国の補正予算第1号で可決したことに伴い、三宅町においても国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの目標である雇用の創出、地方への移住促進及び人口定着、若い世代への支援、そして時代に合った地域づくりを進めるべく、平成27年2月9日に三宅町地方創生本部を発足し、事業案を検討しておりますので、概算での補正予算を行っております。この地方創生に係る事業については、新年度に繰り越しを行い実施するものであります。

議案第13号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育委員会の組織が変更されることとなり、教育委員会の委員長の職は廃止され、旧教育長と一本化した新教育長にその職務が引き継がれることとなり、教育委員会の代表について委員長から新教育長に改める必要が生じたため、条例の一部改正を提出いたしております。

議案第14号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、平成26年8月の人事院勧告により、一般職の国家公務員の給与改定勧告がなされ、

国及び一般職の給与改定に準じ、昨年12月賞与にて引き上げた0.15月分の賞与支給月数を6月賞与、12月賞与合わせて年間0.15月分引き上げとなるよう調整すべく条例の一部改正を提出いたしております。

議案第15号 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定案については、さきの地方教育行政の法律の一部改正による本条の繰り上げに伴い、本条を引用している箇所について改正が必要となり、条例の一部改正を提出いたしております。

議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、平成26年8月の人事院勧告により、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、昨年12月賞与にて引き上げた0.15月分の賞与支給月数を、6月賞与、12月賞与に合わせて年間0.15月分の引き上げとなるよう調整を行い、町長、副町長の給料額を平成26年度に引き続き、平成27年度においても厳しい財政状況、社会経済情勢を考慮し、現行の給料の減額を継続する条例改正の提出をいたしました。

議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、地方教育行政の法律の一部改正により、新教育長は特別職の常勤職員となったことに伴い、特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償の条例から教育委員会の委員長の規定を削除する必要があるとあり、また三宅町文化財保護審議会委員は、文化財に関し高い見識を有する専門家及び研究者など学識経験を有する者のうちから委嘱とされており、本町の文化財保護審議会委員報酬は低い水準にあると考えられることから、日額3,000円から日額7,200円に改めることとし、労働安全衛生法に基づき職場における職員の安全と健康を確保するため、産業医の選任が必要となることから、このたび別表に産業医年額7万円を追加するため、当該条例の一部を改正すべく提出いたしております。

議案第18号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定案、議案第19号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定案、議案第20号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定案、議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定案についての4件については、地方教育行政の法律の一部改正により、新教育長の職務専念義務の免除について規定する場合は、一般職とは根拠法が異なるため、別途条例を制定する必要とすることと、旧教育長の職は廃止され、新教育長は特別職の常勤職員となり、教育公務員特例法の適用を受けなくなったことに伴い、同法の規定により制定された旧教育長の給与等に関する条例を廃止し、この条例の施行の際、現に教育長が従前の例により在職する場合には、現行の任期が終了するまではその

効力を有することとし、教育長の給料額を平成26年度に引き続き、平成27年度においても厳しい財政状況、社会経済情勢を考慮し、現行の給料の減額を継続する改正の提出をいたしました。新教育長は具体的な事務執行を行うことから、常勤とすることと、勤務時間中の職務専念義務が課せられることが法定されており、これに合わせて具体的な勤務時間についての規定を置き、旧教育長が地方公務員法第3条第2項に規定する一般職であるのに対し、新教育長は特別職であるため、同法の適用から外れることとなる改正であります。

また、平成26年8月人事院勧告の給与制度の総合的見直しに準じ、民間賃金水準の低い地域との官民較差を踏まえて、平均2%俸給表水準を引き下げ、新俸給表への円滑な移行のための経過措置として3年間の現給保障を実施しており、賞与の率については6月賞与は既に支給済みのため、12月賞与にて年間0.15月分の引き上げを行ったため、年間0.15月分の引き上げとなるように6月賞与と12月賞与に引き上げ率を振り分けて支給を行う、また国では平成22年度、奈良県では25年度より廃止されている持ち家手当に係る住居手当を平成27年4月1日より廃止することとする条例の一部改正を提出いたしております。

議案第22号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとされている特殊勤務手当について、国や県においては既に見直しされている手当の支給について適正化を図るため、本町においては、ごみ処理作業に従事した職員に支給される清掃業務手当並びに保育に従事する職員に支給される保育業務手当についても月額で支給されており、勤務に従事していない日についても支給されることなど、特殊勤務手当の性質に沿わないことから、清掃業務手当、保育業務手当の月額支給を廃止し、日額で支給の一本化に改正することとし、道路上作業手当について勤務の性質上、著しく危険で特殊な勤務とはみなせず、県及び他市町村についても既に廃止されている手当であることから、廃止すべく条例の一部改正を提出いたしております。

議案第23号 三宅町実費弁償条例の一部を改正する条例の制定案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、総合教育会議に呼ぶことができる意見聴取者について実費弁償を支給する場合、これを規定した本条例に該当意見聴取者の規定を追加すべく、条例の一部改正を提出いたしております。

議案第24号 三宅町ふるさと納税基金条例の制定案については、ふるさと納税制度を活用し、三宅町を応援するために寄せられた寄附金を必要な事業の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、三宅町ふるさと納税基金の設置を行うべく条例の制定を

提出いたしております。

議案第25号 三宅町自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定案については、石見駅東側自転車駐車場土地の賃貸契約が平成27年3月31日をもって終了し、土地所有者からは次年度以降の土地賃貸契約の継続をしない旨の申し出がありましたので、石見駅東側自転車駐車場の廃止を行うため、条例の一部改正を提出いたしております。

議案第26号 三宅町行政手続条例の一部を改正する条例の制定案については、平成27年4月1日より行政手続法が改正されるに伴い、行政指導の相手方に示す事項及び方法についての改正並びに法令の要件に適合しない行政指導の中止を求めることができる「行政指導の中止等を求め」の新設及び法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる「処分等の求め」の新設を行うため、条例の一部改正を行う必要が生じたため、提出いたしております。

議案第27号 三宅町消防団条例の一部を改正する条例の制定案については、消防団においても地域社会における女性の力を消防団組織の中で生かし、消防団の活性化と消防力の強化を図り、地域における火災予防思想の高揚を図るとともに、災害時の救急救護業務の啓発を図るため、女性消防団員の入団を促進する。現在本団3名、第1分団から第3分団各15名、計48名の定員を、女性消防団員15名を増員し、現在の48名から63名に改めるため、条例の一部改正を提出いたしております。

議案第28号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定案については、介護保険制度改正及び介護保険法第117条に規定する第6期介護保険事業計画に基づき、介護保険料第1号被保険者の保険料の改正を行うべく、一部改正を提出いたしております。

議案第29号 三宅町地域包括支援センター設置条例の制定案については、第3次地域主権一括法の施行に伴い、条例委任された包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定に基づき、既存の三宅町地域包括支援センター設置運営要綱を新条例として制定することが必要となったため、条例の制定を行うため提出いたしております。

議案第30号 三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定案については、第3次地域主権一括法の施行に伴い、平成27年1月16日付で厚生労働省より条例の一部正誤が示されましたので、第6条第12号の一部に「奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条の規定によりその例によることとされる」条文の追加等があり、条例の一部改正を提出いたしております。

議案第31号 三宅町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定案については、さきの議案第30号と同様、第3次地域主権一括法の施行に伴い、厚生労働省より条例の一部正誤が示されましたので、第32条第12号に「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。」条文の追加等があり、条例の一部改正を提出いたしております。

議案第32号 三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定案については、さきの条例同様、第3次地域主権一括法の施行に伴い、厚生労働省より条例の一部正誤が示されましたので、第7条第4項に「前項ただし書の場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。」条文の追加等があり、条例の一部改正をいたしております。

議案第33号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定案については、平成27年度から子ども・子育て支援制度のもとで運営する特定教育・保育施設及び特定型地域保育事業所の利用者負担額は、保護者の所得の状況等を勘案して町が定めることとなるため、利用者負担額の限度額及び減免規定を定めるため、条例の制定を提出いたしております。

議案第34号 三宅町保育所各種使用料・利用料に関する条例を廃止する条例の制定案については、平成27年度から開始される子ども・子育て支援法のもとで運営する特定教育・保育施設の利用において提供される便宜に要する費用について、三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例で定めたことから、本条例を廃止するため提出をいたしております。

議案第35号 三宅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正の制定案については、廃棄物の資源再利用化を促進することを明確にする条文の追加並びに再利用等による廃棄物の減量について、町、事業者、住民の努力義務の明記、資源ごみの定義の追加、一般廃棄物収集運搬業の許可基準、資源ごみ持ち去り防止のため、禁止命令及び罰則を規定、廃棄物処理手数料の一般廃棄物処理手数料（し尿）を現行10リットルにつき110円を10リットルにつ

き130円に改定を行い、改正箇所が多岐にわたるため、改正前条例の内容を踏襲しつつ全部改正とし、三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例として名称を改め制定するため、提出いたしております。

議案第36号 三宅町立幼稚園の授業料及びバス使用料条例を廃止する条例の制定案については、これまで三宅幼稚園の授業料及びバス使用料は使用料条例で規定されてきたが、平成27年度から施行される子ども・子育て新制度に伴い、三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育の利用者負担額を定める条例に含まれるため、本条例の廃止を行うため提出いたしております。

議案第37号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定案については、平成18年度から三宅町立東屏風体育館について指定管理者制度の導入を図ってきたところであるが、平成26年度末をもって4度目の指定期間が終了することから、住民サービスの向上と施設の利便性、快適性を高め、効率的な運営の事業提案を行う指定管理者を公募したところ、1団体から申請があり、三宅町公の施設指定管理者選定審査会において厳正な審査を行い、指定管理者候補者を定めたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者候補者として、奈良県磯城郡三宅町大字屏風428番地の5、東屏風自治会会長木谷紘一、指定期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を願うべく提出いたしております。

議案第38号 三宅町道路線の変更案については、平成27年3月28日の京奈和自動車道一般部開通及び三宅町大字三河639の4から大字伴堂135の4先間の京奈和自動車道東側町道部の完成に伴い、三宅206号線の三宅町大字伴堂79の4から大字三河655の1の起点位置の変更が生じたため、町道の一部変更を行うべく提出をいたしております。

議案第39号 三宅町道路線の廃止案については、京奈和自動車道一般部の開通による既認定路線の三宅206号線の一部、三宅町大字伴堂219の1から大字三河639の4先の起点変更に伴い、同号線と三宅93号線の一部、三宅町大字伴堂129の1から135の3先、151の3から135の4先の国道敷地に係る区間を含む一部の廃止及び町道2号線の一部、三宅町大字伴堂135の7から79の4先、73の8から73の7先、73の2から73の16先の一部の廃止を行うべく提出をいたしております。

議案第40号 三宅町道路線の認定案については、京奈和自動車道一般部開通により、三宅206号線の三宅町大字伴堂219の1から大字三河644の4先の道路線の位置の変更並びに一部廃止区間と将来計画道路線区間を含めた新たな路線認定を行うべく提出をいたしております。

議案第41号 川西町、三宅町及び川西町・三宅町式下中学校組合指導主事共同設置規約の廃止案については、川西町並びに三宅町単独では設置できなかった指導主事について、平成23年3月、保育所、幼稚園、小学校及び中学校に対する学校運営、教育課程及び教育課題等に関する指導及び助言を行う指導主事の共同設置の規約を制定いたしました。

しかし、中学校以外については、その指導及び助言は管理町の学校のみとなっておりまして、実態に合わせることでにより共同設置でなくなるため、規約を廃止する必要性が生じたため、規約の廃止を提出いたしております。

議案第42号 定住自立圏形成協定の締結案については、天理市と政策分野の取り組みについて相互に役割を分担して連携を図り、共同し、また補完を行うため、定住自立圏構想推進要綱第5に基づき、定住自立圏形成協定の締結を行うため、締結案の提出をいたしております。

承認第1号（専決処分事項報告）平成26年度三宅町一般会計第9回補正予算案については、株式売買における損失申告の件数増加に伴う還付に要する経費の増加等の予算措置及び人件費の調整等について、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出をいたしております。

以上が今定例議会に提出いたしました当初予算案6件、補正予算案6件、条例の制定案並びに改正案合わせて24件、指定管理者の指定案1件、認定案等3件、規約の廃止案1件、協定の締結案1件、承認案1件の計43件の概要説明であります。

議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（廣瀬規矩次君） ただいま町長の説明が終わりました。

議案に対する総括質疑は、3月9日の月曜日、午前10時より行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

---

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（廣瀬規矩次君） お諮りいたします。

日程第48、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 同意第1号 副町長の選任については、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものでありますが、現中村副町長にはこの2年3カ月の間、本町の行政の中核としてご努力いただきありがとうございます。中村副町長には県に帰っていただき、多くの先輩と同様、本町のためにさまざまな形でご支援、ご協力を賜ることとし、後任の副町長につきましては、お手元に配付いたしておりますとおり、引き続き県から派遣をいただき、行財政が厳しい中、住民のニーズに的確に対応するため、県職員としての豊富な行政経験とこれまで培った知識をお持ちの北野勝也さんを副町長として選任いたしたく提出いたしております。氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 磯城郡田原本町大字八尾596番地の8。

氏名 北野勝也。

生年月日 昭和40年9月27日生まれであり、何とぞよろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（廣瀬規矩次君） ただいま町長の説明が終わりましたので、本件に同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立で行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） はい。

○7番（松田睦男君） 副町長のこの選任についてであります。今、三宅町では石見駅前の大きな事業を抱えている。その中で現副町長は非常に外交のうまい方であるということで、町長から着任時のときの挨拶がございました。三宅町の管理職にはすぐれた管理職がいっぱいいいます。そういう意味でも、副町長を管理職の中からして、そして県との間には総務部長がそういうところに来ていただいて、三宅のことは三宅でできるだけやって、そして県から来ていただく人はもっと若い優秀な方に来ていただいて、そういう方法もあろうかと思いますが、町長は副町長をいつまで県から招かれるんですか。今の三宅町の管理職、素晴らしい管理職ばかりです。そこから副町長になってもらうというようなそういう考えはあるんですか、ないんですか、そこらをちょっと教えていただきたい。

○議長（廣瀬規矩次君） 町長。

○町長（志野孝光君） 松田議員のほうからは、副町長の同意案を提案申し上げるたびに同様のご意見を頂戴しておるところでございます。私のほうとしてもその意見は真摯に受けとめて、その都度こういう機会がある都度、考えといたしておりますけれども、先ほど松田議

員もおっしゃりましたようにビッグプロジェクト、これから例えば石見駅、今おっしゃられた石見駅の駅前整備だったり、先ほど提案理由の説明でも申し上げましたように、今月の3月28日には三宅インターチェンジ並びにその下の道が開通いたしまして、企業の日も三宅インターチェンジ周辺への出店、非常に企業の目盛んに向いてくるものと思われまゝ。

それ以外にも、福祉であつたり、子供の子育てであつたり、そして先ほども申し上げましたように地方創生、これに対して非常にやっぱ補助金がおりにくるんですけれども、それを100%活用していくには、いろいろな知恵を絞つたり、職員が知恵を絞つたり、またいろんなパイプを活用して情報を先に先に入れてきて、そういう国からおりにくる事業を考えて、100%その事業をとっていかなくてはならない、それが三宅町の今後の町づくりのためになると私は考えておりますので、引き続き県から副町長をお招きして、そして先ほど松田議員のご意見にもありましたように、49歳、非常に若い次の候補者でございます。履歴にもございますように、ありとあらゆる部署を歴任されておにまして、三宅町の今後の町づくりにはぴったりの経験をお持ちの方でございますので、何とぞご承認のほどよろしくおに願いを申し上げます。

○議長（廣瀬規矩次君） 今あえて町長のほうから答弁がございましたが、松田議員の今ご意見としてお聞きをいたしておきます。異論がある場合は、採決のところでお断りしていただけたらと思ひます。

本件は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君） ありがとうございます。起立全員と認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

副町長、入場願ひます。

（副町長 北野勝也君入場）

○議長（廣瀬規矩次君） ただいま本会議において新たに副町長に同意されましたので、ここで副町長の挨拶を受けることにいたします。

副町長、どうぞご挨拶のほう、よろしくおに願いいたします。

○副町長（北野勝也君） 失礼いたします。

ただいま副町長の選任の同意をいただきました北野勝也と申します。よろしくおに願いいたします。

微力ではございますが、三宅町の発展のため、精いっぱい尽力を尽くしていきたいと存じ

ますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、議員の皆様方におかれましては、これからご指導、ご鞭撻いただきますようよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（廣瀬規矩次君） 北野副町長には、また三宅町のためにご尽力をいただくことになると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

（副町長 北野勝也君退場）

---

#### ◎副町長挨拶

○議長（廣瀬規矩次君） 中村副町長におかれましては、先ほど町長のほうからもお話がございましたように、2年3カ月間、三宅町のためにご尽力をいただきました。27年3月31日をもって退任をされることになります。

中村副町長より退任のご挨拶をお受けしたいと思います。

副町長。

○副町長（中村吉代茂君） このたび、3月31日付をもちまして副町長職を退任するに当たって、一言ご挨拶申し上げます。

顧みますれば、平成24年12月5日に選任のご同意をいただきました。平成25年1月1日付で就任して以来、今日まで2年3カ月の期間でございましたが、志野町長のご指導と職員の皆様のご協力は無論、廣瀬議長を初め本会議議員各位のご理解、ご協力のもと、非力ながら職責を務めることができました。心より皆様方に感謝とお礼を申し上げる次第であります。

さて、まち・ひと・しごと創生法が成立しまして、国が人口の長期ビジョンと総合戦略を策定し、これを勘案して新年度から三宅町が人口ビジョンと総合戦略を作成することになります。これからは町職員が議会、住民を巻き込んで知恵を絞り、人口動態を含む地域の分析を行い、取り組むべき施策とその具体的な実行策を企画立案する必要があります。

人口急減に歯どめをかけるには粘り強い着実な努力と積み重ねが必要であり、地域の暮らしと自治を守り通していく堅固な意思と覚悟が問われます。今後も厳しい財政運営の中、みずから予算配分に一段の工夫の余地はないかどうか検討し、取り組まなければなりません。そういう意味で、先月9日に三宅町地方創生本部を立ち上げたところでございますが、今後の皆様のより一層のご検討を期待しております。

私の後任として北野勝也君が先ほどご同意いただいたところでございますが、三宅町の行

政課題の解決や住民の皆様の福祉の向上に向け、議員各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、私ごとでございますが、三宅町在職中のさまざまな貴重な経験を今後の仕事や人生の糧として生かしてまいる所存でございます。

以上、簡単でございますが、離任の挨拶とさせていただきます。どうも長い間ありがとうございました。

○議長（廣瀬規矩次君） 中村副町長には、2年3カ月、三宅町のためにご尽力をいただき、本当にありがとうございます。今後、県に帰られるわけでございますが、三宅町のことを胸にとどめていただいて、今後ともよろしくお願いいたしますと思います。ありがとうございました。

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬規矩次君） 日程第49、発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、上程いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） ご異議なしと認め、提出者の馬場議員より提出理由の説明を求めます。

馬場議員。

○6番（馬場武信君） 発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、発議第1号の趣旨説明を行います。

三宅町議会議員の報酬は本来26万円と定められておりましたが、集中改革プランにのっとり、平成18年3月、議員報酬の1割カットを条例改正で決定し、今に至っております。この1割カットを継続するための期間延長として、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間と条例を改正するものであります。

以上で趣旨説明を終わります。ご賛同をよろしく。

○議長（廣瀬規矩次君） 説明が終わりました。

日程第49、発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 質疑なしと認めます。質疑は終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 討論なしと認めます。討論は終結いたします。

お諮りいたします。

日程第49、発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬規矩次君） 日程第50、発議第2号 住民自治基本条例の制定に関する特別委員会の活動の継続に関する決議についてを議題とし、上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認め、提出者の渡辺議員より提案理由の説明を求めます。

○1番（渡辺哲久君） 発議第2号 住民自治基本条例の制定に関する特別委員会の活動の継続に関する決議案の提案理由を説明します。

当初、この3月議会で条例案を理事者側から提案いただいて審議する計画でした。そういう結果に至らなかったことについて非常に残念に思っています。この委員会は、およそ十数回の委員会で、各地の条例や三宅町の現状や課題、どういう条例がふさわしいかを審議し論議してきました。また、町づくりを自主的に担ってくださっている8団体のグループとの意見交換を重ねてきました。またさらに、12月の議会において特別委員会の報告をもって、議会サイドで特別委員会が考える住民自治基本条例の骨子も提案してきました。それに基づき、2回にわたる町民説明会も実施してきました。

三宅町の少子高齢化という現状、そしてもう一方で、町長からも先ほど説明がありましたように、石見駅前再開発や三宅インターの開設に伴う町づくりの大きなチャンス、この時期において住民とともに進める町づくり、住民が一緒になって町づくりを進めていく、そのこ

とを推し進めていく住民自治基本条例の制定は、極めて有益な課題だというふうに考えています。

本議会特別委員会は3月31日までという期限を切っておりましたので、本議会の意思として、改めてこの条例制定へ向けた活動を継続させていくという意思を表明する、そういう意味において特別決議案を提案しました。

決議案の朗読を行います。

住民自治基本条例の制定に関する特別委員会の活動の継続に関する決議。

地方自治法第109条第4項に基づいて、以下決議する。

本議会において、住民自治基本条例を制定することをめざしてきたが、そこに至らなかった。

三宅町のこれからの街づくりを住民とともに進めていくために、条例制定をめざす特別委員会の活動を継続することを改めてここに決議する。

4月に町議会議員選挙を控えているため、特別委員会の活動の内容については次期議会に委ねることとする。

以上、決議する。

以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（廣瀬規矩次君） ただいま説明が終わりました。

日程第50、発議第2号 住民自治基本条例の制定に関する特別委員会の活動の継続に関する決議についてを議題とし、質疑を許します。質疑はございませんか。

松田議員。

○7番（松田睦男君） この件につきましては、2回ほど住民の説明会を行ってまいりました。その中で住民から、これはいいことだという意見は1件も出てまいっておりません。そして、なぜこの条例が必要なんだという、そういうことの発言が恐らく私は99%ぐらいだと思っております。これは、4月の町議会選挙を終えた後に次の議会に委ねるということでございますが、そのあたりも行政側はしっかりと検討をされまして、そして幾ら議会が出したもののいえども、きちっとしたものにやっていただきたい。ただ、余りにも時間が短過ぎて、8団体に説明してきたと今ありましたが、それは確かにしました。しかし、その中では、今の提案者は町長とはすり合わせがついているというようなことを……

（「議長、質疑ですから」と呼ぶ者あり）

○7番（松田睦男君） ちょっと待ってな。

(「論点は何なのか」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) 論点、簡潔にお願いします。何を言いたいのか明確にお願いしたいと思います。短い言葉でお願いします。

○7番(松田睦男君) あのね、あんたみたいに賢かったら短くぱっと言えるかもわからんけど、なかなかそう簡単にできるものと違う……

○議長(廣瀬規矩次君) そういう問題、そういうことは省いてください。

○7番(松田睦男君) あのね、これは次の選挙の後にこれを申し送るという意見がありますので、それはそれで……

○議長(廣瀬規矩次君) 松田議員にお聞きします。これは質疑なんですか。反対討論等については反対討論について……

○7番(松田睦男君) 質疑をしている。

○議長(廣瀬規矩次君) そしたら、質問であれば簡潔にお願いしたいと思います。何を言いたいのか、はっきり明確に短い言葉でお願いしたい。

○7番(松田睦男君) 今言ったように、私は行政側の方が、あの町民集会の2回のことをみんなご存じなんですかと、ただそれだけです。

○議長(廣瀬規矩次君) 渡辺議員。

○1番(渡辺哲久君) 発議者としてお答えしたいと思います。

松田議員は、そもそも本会議、この特別委員会を設置する際に反対をされました。先日の特別委員会においても、この条例は百害あって一利なしという発言をされております。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

○1番(渡辺哲久君) この2つの2度の町民説明会における町民の中で、確かにさまざまな反対意見も出されました。しかし、この住民自治基本条例というものが何を目指しているのか、今、三宅町にとって何が必要であるのかということについての関心の高さも、一方で感じることができました。8団体との意見交換会の中においても、たくさんの提案が出されています。そういう声を、せっかくいただいたそういった声をどうやってこれからの町づくりに生かしていくか、本議会として次の議会に引き継ぐ責務があるし、こうした条例を住民参加で推し進めていくことの意義ははかり知れないと思います。

今の質疑に対して言えば、行政サイドにはそういう報告も、こういう日程で、こういう計画で進めていくと、8団体における意見交換会についても議会事務局が窓口となって状況はつぶさに伝わっているはずです。むしろ、この住民自治基本条例の必要性について、そうい

うものが不要であるというような意見は一度も聞いたことがありません。引き続き、今、松田議員がおっしゃいました行政サイドとの連携についてどうであったのかについては、私はできる限りの努力をしてきたというふうにお答えしておきたいと思います。

以上です。

○議長（廣瀬規矩次君） 質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 討論なしとします。討論は終結いたします。

お諮りいたします。

日程第50、発議第2号 住民自治基本条例の制定に関する特別委員会の活動の継続に関する決議についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君） ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（廣瀬規矩次君） 本日はこれをもって散会といたします。

次回は3月9日月曜日午前10時より会議を開きます。

本日はどうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

（午前11時15分）

平成27年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

招集の日時 平成27年3月9日月曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 渡 辺 哲 久 | 植 村 ケイ子 | 川 口 靖 夫 |
| 廣 瀬 規矩次 | 馬 場 武 信 | 松 田 睦 男 |
| 池 本 久 隆 | 梅 本 勝 久 |         |

欠席議員数（1名）

辰 巳 勝 秀

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

|             |         |              |         |
|-------------|---------|--------------|---------|
| 町 長         | 志 野 孝 光 | 副 町 長        | 中 村 吉代茂 |
| 教 育 長       | 土 江 義 仁 | 教 育 委 員 長    | 吉 岡 藍 一 |
| 総 務 部 長     | 中 川 章   | 未 来 創 造 部 長  | 東 浦 一 人 |
| くらし創造部長     | 松 本 幹 彦 | 健 康 子 ども 部 長 | 中 田 進   |
| 土 木 環 境 部 長 | 岡 本 豊 彦 | 会 計 管 理 者    | 乾 輝 男   |
| 教育委員会次長     | 吉 田 明 宏 | 幼 児 園 園 長    | 吉 井 五十鈴 |

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 山 田 恵 二 | モニター室係 | 堀 川 佳 則 |
| モニター室係 | 増 田 翔   |        |         |

---

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

---

本会議の会議録署名議員氏名

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 番 議 員 | 渡 辺 哲 久 | 2 番 議 員 | 植 村 ケイ子 |
|---------|---------|---------|---------|

平成27年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

平成27年3月 9日 月曜日

午 前 10時00分 再 開

- |      |                                          |
|------|------------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号から議案第6号までの6議案に対する予算審査特別委員会付託について    |
| 日程第2 | 議案第7号から承認第1号までの36議案、1承認に対する質疑、各委員会付託について |
| 日程第3 | 一般質問について                                 |

---

◎開議の宣告

○議長（廣瀬規矩次君） おはようございます。

平成27年3月三宅町議会第1回定例会を再開いたします。

議員各位には、公私多忙の中ご出席を賜り、心から敬意を表し、感謝を申し上げる次第でございます。

初めに、9番議員、辰巳勝秀君より、病気療養のため本日の欠席の届けが出ていることを報告いたします。

ただいまの出席議員数は8名で定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬規矩次君） 本日の議事日程は、お手元に配付をいたしておりますとおりであります。

---

◎議案第1号～議案第6号の予算審査特別委員会付託について

○議長（廣瀬規矩次君） 日程第1、議案第1号 平成27年度三宅町一般会計予算についてより議案第6号 平成27年度三宅町水道事業会計予算についてまでの6議案を、さきに設置いたしました三宅町予算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） ご異議なしと認めます。

日程第1、議案第1号 平成27年度三宅町一般会計予算についてより議案第6号 平成27年度三宅町水道事業会計予算についてまでの6議案を三宅町予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎議案第7号～承認第1号の総括質疑、各委員会付託について

○議長（廣瀬規矩次君） 日程第2、議案第7号 平成26年度三宅町一般会計第10回補正予算についてより承認第1号 （専決処分事項報告）平成26年度三宅町一般会計第9回補正予算

についてまでの総括質疑の提出がありませんでしたので、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第2、議案第7号 平成26年度三宅町一般会計第10回補正予算についてより承認第1号（専決処分事項報告）平成26年度三宅町一般会計第9回補正予算についてまでの議案36件、承認1件は、各常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認めます。

議案第7号 平成26年度三宅町一般会計第10回補正予算についてより承認第1号（専決処分事項報告）平成26年度三宅町一般会計第9回補正予算についてまでの議案36件、承認1件は、各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（廣瀬規矩次君） 日程第3、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

---

#### ◇ 川 口 靖 夫 君

○議長（廣瀬規矩次君） 3番議員、川口靖夫君の一般質問を許します。

○3番（川口靖夫君） 議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

三宅町防災減災条例の制定についてでございます。

昨年11月22日夜、最大震度6弱の地震が長野県北部を襲い、白馬村などで全半壊家屋54棟、重軽傷41人、しかし、それでも死者はゼロでありました。これは奇跡であると思います。地域の住民同士の日ごろの備えがあり、住民が助け合っの救出があったからであります。災害時の自助、共助の大切さを改めて知ることができました。また阪神・淡路大震災では、自力で脱出したり、家族、友人、隣人によって救出されたりした割合が9割を超えているという調査もあります。

本三宅町も防災・減災対策として、町防災会議条例、町地域防災計画、町災害時要援護者支援プラン等で、自主防災活動の促進などのソフト対策や施設の耐震化などのハード対策等に取り組まれていることは、十分承知しているところであります。

ところで、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対し、人的被害を

最小限にとどめるためには、行政のみで対処することには限界があります。防災・減災対策を促進し、災害に強い町を築いていくためには、行政による公助だけではなく、住民による自助、共助による取り組みを訴求し、促進を図っていく必要があると考えます。

そこで、住民の防災・減災意識向上のため、町地域防災計画の実効性を高め、住民の生命、財産を災害から守るため、町行政のすべきこと、そして住民がすべきことを責務として明文化された三宅町防災減災条例の制定を強く望みたいと思いますが、町長のご見解をお聞かせください。

以上です。

○議長（廣瀬規矩次君） 答弁をお願いします。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 3番、川口議員の三宅町防災減災条例の制定についての回答は、未来創造部長が回答を申し上げます。

○議長（廣瀬規矩次君） はい、東浦部長。

○未来創造部長（東浦一人君） 川口議員からご質問のありました三宅町防災減災条例の制定についてご回答いたします。

三宅町では、災害対策基本法第42条の規定に基づき三宅町地域防災計画を策定し、災害による被害を未然に防止、軽減し、応急対策を効率的に実施するための災害予防計画、地震災害予防計画、発災後に迅速かつ的確な対応により被害を最小限に抑えるための災害応急対策計画、地震災害応急対策計画、災害から一刻も早く住民生活及び経済活動が平常に戻るようになるための災害復旧・復興計画等に基づき災害に対処することとなっています。

この計画は、災害発生時には、まず自分の生命、財産は自分で守るという住民自身の心構えと行動が防災の基本となることを啓発するとともに、住民自身及び自主防災組織等、住民相互間の自主的な防災対策の支援に努めることを基本的な理念といたしております。川口議員からご指摘のありました行政による公助だけでなく、住民による自助、共助による取り組みを訴求し、促進を図っていく必要があるとのご意見と同様だと考えております。

さて、ご質問の防災減災条例の制定につきましては、ご質問の中で地域防災計画の実効性を高めること、住民による自助、共助による取り組みを訴求すること、住民がすべきことを責務として明文化することが上げられております。このことは、今以上に住民や事業者による自助、共助の取り組みを促し、住民らに努力義務を課し、公助中心からの自助、共助を拡大するものとなります。

現在、三宅町では、国の災害対策基本法の一部改正並びに奈良県地域防災計画の改定に基づき見直しを行っているところであります。地域防災計画の実効性を高めるべく、消防団、警察、自主防災組織等と意見交換を重ねながら連携を図り、防災対策に取り組んでいるところでございます。したがって、まずはこれらの連携により地域防災計画の実効性を高めるべく努め、条例の制定につきましては、今後の課題の一つとして広く検討していく必要がございます。したがって、現在、早急な制定は検討いたしておりません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬規矩次君） 答弁終わりました。

再質問、はい、川口議員。

○3番（川口靖夫君） この近年、行政のほうで非常にこのような防災、減災にふだんから取り組んでいただいていることは、非常に私もよくわかっております。別に南海トラフ、今来てほしいとか待っているわけではないんですけども、全国的にもこういう防災の意識、特に住民に植えつけるという意識が大事ではないかなと。行政のほうは、一生懸命頑張ってもらっておりますが、いま一度、住民に浸透しているのかどうか、私は不安に思います。

今後の課題と、このようにおっしゃっておりますが、そんなに猶予する問題ではないんじゃないでしょうか。やはりきっちりとした行政の責務、責任、そして住民の責任と責務を住民の人たちに植えつけるということを急いでいただきたいなと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（廣瀬規矩次君） 再質問に対する答弁はありませんか。住民に対してその防災の意識が浸透しているかという川口議員の再質問でしたね。

はい、東浦部長。

○未来創造部長（東浦一人君） 防災、減災につきましては、川口議員さんがおっしゃいますように行政としては真摯に取り組んでいるところでございます。住民さんに対しましては、先ほど言いましたように条例化につきましては、本町、住民、昼間市民と申しますが、昼間に活動されている住民さん、また事業者の責務を明らかにしなければならないということもございまして、今後も条例の制定につきましては、先ほど回答いたしましたように、広く検討していく必要があると回答させていただいたわけでございます。

それで、また川口議員さんからご指摘がございましたように、住民の意識についてどのように取り組んでおられるのかということではございますが、町といたしましては、先ほど申

しましたように、消防団や自主防災組織の皆様と連携をいたしまして総合防災訓練をいたすなど、また、日々の自主防災会の活動を通じて住民のほうへ啓発活動等を行っておりますので、今後ともそういう活動につきましては重ねて行っていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（廣瀬規矩次君） はい、川口議員。

○3番（川口靖夫君） 結構でございます。終わります。

○議長（廣瀬規矩次君） 川口靖夫議員の一般質問を終わります。

---

◇ 植 村 ケイ子 君

○議長（廣瀬規矩次君） 次に、2番議員、植村ケイ子さんの一般質問を許します。

○2番（植村ケイ子君） 新年度から始まる国の施策に対応する三宅町の状況について、一般質問したいと思います。

今春から、国は地方・地域の自立と自主的な活動を促す重要な施策を始めようとしています。

二、三十年先の地域の将来像を指し示すことができるリーダーシップのもとで、地域の行政と住民、さらには事業者等が手を取り合って、共通した町づくりの設計図の認識を持ちながら長期間の努力を積み重ねていく、その覚悟を持つことが、一般論として絶対の条件であり、積極的に住民の参画や協働を求めたり、地域間の連携協力が必要となり、そのような活動を進めるためには情報の公開も必要不可欠な条件となってくると考えられますので、次の2点について質問します。

質問1、就業機会を三宅町内だけで構想するにはおのずから限界があり、また進出企業が期待する相乗効果を求めるのならば、近隣市町村との協同は不可欠だと考えます。三宅町はそのような行動をしていますか、しているのならばその内容を教えていただきたいと思います。

質問2、住民参加の町づくりの第一歩として、行政が主催して住民に意見を求めるために、全住民に参加を呼びかけて討論会を開催し、その意見を酌み取って町の基本構想を見直し、更新していったらどうかと考えます。三宅町はそのような行動計画を持っていますか、持っているなら具体的な計画内容を教えてほしいと思います。

○議長（廣瀬規矩次君） 答弁。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 2番、植村議員のご質問にございます新年度から始まる国の施策に対応する三宅町の状況につきましては、未来創造部長がそれぞれ回答を申し上げます。

○議長（廣瀬規矩次君） 東浦部長。

○未来創造部長（東浦一人君） それでは、植村議員からご質問のありました新年度から始まる国の施策に対応する三宅町の状況についてのご質問の1つ目についてご回答いたします。

ご質問のありました就業機会ではありますが、ハローワーク桜井管内における1月時点での求職者数636人に対し、就職件数48件と非常に厳しい状況があります。このような状況の中、三宅町では、奈良県労働局及び奈良県産業雇用振興部により提供される合同説明会や就職活動セミナー・ジョブカフェ等の就職支援情報について、三宅町広報への掲載及びチラシの配布を行っております。

さて、議員指摘の就業機会を三宅町だけで構想するには限界があり、近隣市町村との協同が不可欠であるのご指摘でございます。まさにご指摘のとおりで、単独自治体での事業展開には限界がございますので、植村議員ご指摘の近隣市町村との協同に関しましては、現在奈良県を主とし、大和郡山市、天理市、磯城郡で構成される地域振興懇話会に参加し、企業立地、町づくり等について意見交換を行っております。

さらに、本議会にも定住自立圏形成協定書の締結についての議案を上程させていただいておりますが、これは平成27年度より国の定住自立圏構想に乗って、天理市を中心市として連携協力のもと、地域の特性を生かしながら企業誘致に伴う雇用創出についての検討を行っていくとするものでございます。以上のように近隣市町村との協同、連携を含めまして、今後とも魅力ある地域づくりに積極的に取り組んでまいり所存でございます。

次に、植村議員のご質問の、基本構想見直しに当たり、全住民に参加を呼びかけて討論会を開催するための行動計画を持っているのかのご質問でございますが、周知のとおり住民参加の手法もさまざまであり、現時点ではそのような行動計画はございません。従来、三宅町では、基本構想の策定に際しましては、町議会議員、一般住民、学識経験者等により組織された基本構想審議会による調査と審議、町民意識の現状把握と今後の行政運営についての住民アンケート、住民へのパブリックコメントによる意見徴収等の方法で行ってきました。

今後、基本構想の策定における住民参加につきましては、植村議員のご指摘にありますように、重要なことと認識いたしておりますので、三宅町に見合った進め方や手法の検討を行ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬規矩次君） 再質問はありますか。

植村ケイ子議員。

○2番（植村ケイ子君） ただいまご丁寧な回答をいただきました。地方創生に係る基本理念である豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、個性豊かで多様な人材の確保及び魅力ある多様な就業の機会の創出等の実現等、住民生活にとって必要性、緊急性、有効性の高い施策に重点を置いた予算措置を行っていただいていると思いますので、住民の期待を裏切ることなく、実効性のある予算措置と執行を願いつつ、私の質問を終わります。

○議長（廣瀬規矩次君） ありがとうございます。答弁はいいですか。

植村ケイ子議員の一般質問を終わります。

---

◇ 松 田 睦 男 君

○議長（廣瀬規矩次君） 次に、7番議員、松田睦男君の一般質問を許します。

松田議員。

○7番（松田睦男君） それでは、一般質問を行います。

まず、1点目でございますが、ふるさと歴史案内板について申し上げます。

三宅町では、観光について力を入れるべく、いろいろなところでPRされています。その方法の1つとして、ふるさと歴史案内板があります。私が1期目にふるさと歴史案内板の取りかえについて一般質問をしまして、行政側の回答は、1年では実施できないので検討するとか、年に二、三カ所取りかえを実施していくとの回答を得ています。

そこで、（1）ふるさと歴史案内板は町内全体に何カ所あるんでしょうか。

（2）以前の回答どおりに取りかえを実施されておれば、既に20カ所以上は取りかえている計算になります。取りかえ完了した箇所は何カ所ですか。また、その箇所をマップで示していただきたい。

（3）計画どおりに取りかえを行っていないところがあるとすれば、それはなぜか、その理由を示されたい。

2点目でございますが、里道について、森田町政のとき、石見駅西側の里道について個人所有の出し合いの土地があり、当土地については町に寄附してもらうということで話を進め、既に北側の土地は町に寄附されております。行政側からの借地の使用料はストップされ、石見自治会の規約に基づき年貢が支払われていると聞き及んでおります。

当里道については、雨降り時には浸水し、里道を利用する石見の住民は大変難儀をしております。町に寄附された土地にある当里道の管理については、前町長から申し送りがあった

のか、また、雨降りの浸水問題については、どのように対応されているのか、町長の回答を求めます。

また、回答いかんでは自席から再質問をさせていただきます。それと同時に、ぜひとも雨降りのときに行政側からそういう箇所を一応見ていただいて、写真等を撮ってもらって、優先順位をもってお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（廣瀬規矩次君） 答弁をお願いします。

○町長（志野孝光君） 7番、松田議員の一般質問中1つ目、ふるさと歴史案内板については、教育委員会事務局次長が回答させていただきます。

○議長（廣瀬規矩次君） はい、吉田次長。

○教育委員会次長（吉田明宏君） 7番議員、松田議員のふるさと歴史案内板についての一般質問にお答えいたします。

1つ目の、ふるさと歴史案内板は町全体に何カ所ありますかについてであります。現在47カ所設置しております。

2つ目の、取りかえが完了した箇所は何カ所ですか、またその箇所をマップで示されたいについてであります。平成25年度末現在、改修28カ所、新設10カ所、未改修9カ所であります。なお、お手元に配付しておりますふるさと歴史案内板設置位置図によりお示ししておりますとおり、丸数字のうち朱書き及び緑で表示させていただいているのが、取りかえが完了した箇所及び新たに設置した箇所であります。

3つ目の計画どおり取りかえを行っていないところがあるとすれば、それはなぜか、その理由を示されたいについてであります。平成9年度から順次設置及び改修を行っております。なお、平成26年度につきましては丸数字16番、屏風の清水、25番、屏風杵築神社の2カ所について、案内板の盤面が劣化していることから、今年度中に改修を行う予定であります。

今後さらに、三宅町の魅力ある歴史・文化を観光面でも生かしていくため、観光客や来訪者などの人の流れの変化に合わせた設置場所の定期的な見直しや検討を行う中で、案内板の新設、未改修9カ所を含め、全ての設置場所についての廃止及び改修を行っていきたいと考えております。ご理解いただきますようお願いし、松田議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（廣瀬規矩次君） 次に、里道についてですが、はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 続きまして、松田議員の里道については、土木環境部長が回答を申し

上げます。

○議長（廣瀬規矩次君） はい、岡本部長。

○土木環境部長（岡本豊彦君） 里道についての質問にご回答いたします。

ご質問の石見駅東側里道の箇所が質問内容では特定できかねますが、恐らく石見駅東側の東西に延びる町道153号線の一部のことを指しておられるものとして回答いたしますが、よろしいですか。

まず、町道153号線については、里道ではなく町道であります。町道の管理は、前任者からの申し送りにかかわらず道路管理者が行うということをまず申し上げます。

ご質問の町道153号線について、降雨時に道路浸水するということでありますが、現在まで通行できないほど道路浸水したというような報告はなく、また地元自治会からの要望もありません。現時点では道路改良を行う予定はありませんが、引き続き降雨時での状況確認を行い、その結果に基づき、必要な対策については地元自治会とも協議しながら検討してまいります。

なお、町内の各自治会からのさまざまな要望については、財政状況が厳しい中で全ての要望に对应していくことはできませんが、各自治会においても優先順位をつけていただく中で協議を行いながら、緊急性、公平性等を考慮する中で順次取り組んでまいります。

○議長（廣瀬規矩次君） ただいま答弁が終わりましたが、再質問ありますか。

はい、松田議員。

○7番（松田睦男君） 1点目の歴史案内板につきましては、マップまで示していただきまして、大変理解しやすい、大変私も理解できたところでございます。これに従って、今後整備していただきたいというふうに思います。非常に丁寧な回答をいただきましてありがとうございました。

また、2点目につきまして、里道ではなく町道ということで、議員を3期もやりながら町道か里道か区別がつかないような大変恥かしい質問をさせていただきました。これからも勉強して、きっちりと質問をさせていただきます。

また、回答にありましたように、地元の自治会からも要望はないとか、結局こういうことについては地元の自治会から緊急性があればやっていくというふうに受けとめましたので、あとは自治会のほうに強力にこの件につきましてはプッシュしていきたいというふうに思います。

以上でございます。回答は要りません。

○議長（廣瀬規矩次君） 松田議員の要望として受けとめておきます。

松田睦男君の一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（廣瀬規矩次君） これで本日の定例会に通告されました一般質問は終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、10日より18日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、3月19日の木曜日午後1時30分より再開いたしまして、ただいま各常任委員会並びに特別委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることといたします。

これをもって本日は散会をいたします。どうもありがとうございました。

（午前10時35分）

平成27年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

招集の日時 平成27年3月19日木曜日午後1時30分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 渡 辺 哲 久 | 植 村 ケイ子 | 川 口 靖 夫 |
| 廣 瀬 規矩次 | 馬 場 武 信 | 松 田 睦 男 |
| 池 本 久 隆 | 辰 巳 勝 秀 | 梅 本 勝 久 |

欠席議員数（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 町 長       | 志 野 孝 光 | 副 町 長     | 中 村 吉代茂 |
| 教 育 長     | 土 江 義 仁 | 教 育 委 員 長 | 吉 岡 藍 一 |
| 未来創造部長    | 東 浦 一 人 | 総 務 部 長   | 中 川 章   |
| 健康子ども部長   | 中 田 進   | くらし創造部長   | 松 本 幹 彦 |
| 会 計 管 理 者 | 乾 輝 男   | 教育委員会次長   | 吉 田 明 宏 |
| 幼 児 園 園 長 | 吉 井 五十鈴 |           |         |

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 山 田 恵 二 | モニター室係 | 堀 川 佳 則 |
| モニター室係 | 増 田 翔   |        |         |

---

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

---

本会議の会議録署名議員氏名

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 番 議 員 | 渡 辺 哲 久 | 2 番 議 員 | 植 村 ケイ子 |
|---------|---------|---------|---------|

平成27年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

平成27年3月19日 木曜日

午 後 1時30分 再 開

日程第1 特別委員長及び常任委員長報告

(1) 予算審査特別委員会委員長報告

(2) 総務建設委員会委員長報告

(3) 福祉文教委員会委員長報告

追加日程第1 議案第43号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第2 議案第44号 平成26年度三宅町一般会計第12回補正予算について

追加日程第3 承認第2号 (専決処分事項報告) 平成26年度三宅町一般会計第11回補正予算について

追加日程第4 議員の辞職について

---

◎開議の宣告

○議長（廣瀬規矩次君） 雨降りの中、27年度三宅町議会第1回の定例会の再開に合わせてご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

ただいまより27年3月三宅町議会第1回定例会を再開をいたします。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしました。本日の会議を開きます。

（午後 1時31分）

---

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬規矩次君） 本日の議事日程はお手元に配付をいたしておりますとおりであります。

---

◎特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬規矩次君） 日程第1、特別委員長及び常任委員長報告についてを議題とします。

去る3月9日の本会議において、常任委員会並びに特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、3月10日と11日に開会されました予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、池本久隆君。はい、池本久隆君。

○予算審査特別委員会委員長（池本久隆君） それでは、ただいまより予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月3日の第1回定例会本会議に提出されました議案のうち、予算審査特別委員会に付託を受けました平成27年度三宅町一般会計予算案を初め、各特別会計など予算案5件について報告いたします。

国の財政状況は、急速な高齢化を背景とする社会保障費の増加、リーマンショック後の経済危機への対応、名目経済成長率の低迷並びに国債費の増大により、極めて厳しい状況にあります。

そして、地方財政においてはさらなる歳入の減少が見込まれ、国の施策の変化によって地方財政への影響が懸念されるところであり、地方交付税など地方財源の確保については、国の動向を注視していく必要があります。

このような中で、本町の財政状況を平成25年度決算においては、経常収支比率は前年度より1.1%減の87.5%となり、また、着実な基金積み立てにより財政調整基金、公債減債基金については、標準財政規模の58%になる12億8,000万円になった。そして、財政健全化法による実質公債費比率は前年比3.1%減の4.0%、将来負担比率についても17.8%減の23.8%となり、町財政については、わずかであるが改善状況にあるものの、財政力指数は0.290%と依然として低い財政基盤であり、自主財源の町税などにおいても大幅な増加は見込めないから、町財政は引き続き厳しい状態であると言えます。

本町の平成27年度の予算編成は、昨年度に引き続き、三宅町第3次基本構想に掲げる各種施策の実現及び地方創生にかかわる理念である、豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、個性豊かで多様な人材の確保及び魅力ある多様な就業の機会の創設の実現など、住民生活にとって必要性、緊急性、有効性の高い施策に重点を置いた予算措置が行われております。

それでは、審査経過並びに結果につきまして、以下、議案に従って報告いたします。

議案第1号 平成27年度三宅町一般会計予算案は、総額37億8,000万円となり、前年度比としまして約19.7%、6億2,300万円の増額となっております。

まず、歳入について、主なものといたしましては、款1町税で6億1,173万2,000円で、個人町民税及び軽自動車税を省くおのおのの各税が減収になっており、前年度に比べ214万2,000円の減額となっております。

款2地方譲与税は、自動車重量譲与税ほかで2,030万7,000円で64万5,000円の減額、款3利子割交付金ほか、おのおのの各交付金で前年度より1,287万1,000円増額の1億1,349万8,000円。地方交付税は16億6,730万4,000円の収入が見込まれております。

款11分担金及び負担金では、幼児園保護者負担金、予防接種ほか各種検診負担金、中学校負担金などで6,741万1,000円。

款12使用料及び手数料では、道路占用料、町営住宅使用料、幼稚園授業料、住民登録手数料、指定ごみの袋売払手数料などを合わせて5,551万円の収入が見込まれております。

款13国庫支出金では、国庫負担金、補助金、委託金を合わせ5億1,309万3,000円が、款14県支出金では、県負担金、補助金、委託金を合わせて1億7,253万7,000円が見込まれております。

款15財産収入では、基金利子並びに事業など残地の売払収入を合わせ7,173万2,000円が見込まれ、款16款寄付金では、ふるさと納税200万円を含め200万1,000円が見込まれ、款17繰

入金については、40万9,000円が見込まれております。

款18繰越金は、昨年度より500万円減額の1,000万円が、款19諸収入では、税延滞金・元利金返戻金及び自治宝くじ収益金などで4,556万6,000円。

款20町債では、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債並びに各事業債の借り入れ予定額を含め4億2,890万円が見込まれております。

次に、歳出について、款1議会費は、昨年同様の年金制度廃止に伴う負担金を含む議会運営関係、議員及び職員人件費及び県外研修などを合わせ7,652万2,000円が計上されております。

款2総務費では、ふるさと納税推進事業、番号制導入、電算システム並びに各種保安管理委託、ふるさと三宅創生事業、環境にやさしい町エコ事業、奈良県知事・県議会議員・町議会議員選挙などにかかわる所要の経費を含め、6億3,722万2,000円が計上されています。

款3民生費は、心身障害、高齢者、ひとり親助成事業、乳幼児などの医療費助成事業並びに高齢者対策として生きがいと健康づくり、在宅福祉事業、介護保険特別会計繰出金にかかわる経費を、また、児童福祉では、児童手当、児童虐待防止対策事業、保育所運営、児童館及び放課後健全育成施設の指定管理にかかわる経費などを合わせて9億5,614万3,000円が計上されております。

款4衛生費は、各種がん検診など健康対策、予防接種など健康対策にかかわる経費、あざさ苑の指定管理及びごみ・し尿処理経費、指定ごみ袋関係費などの清掃費予算など2億6,740万円が計上されております。

款6農林水産業費では、農業用施設、維持管理の適正化促進にかかわる経費、特産品にかかわる経費など、5,964万2,000円。

款7商工費では、地場産業PRや観光業務促進事業などで1,872万5,000円。

款8土木費は、橋梁点検業務、町道1号線インター関連整備並びに3号線踏切拡幅、町内道路の維持補修、石見都市下水路改修工事、石見駅周辺整備、町営住宅管理経費などにかかわる経費などで7億8,850万5,000円が計上されております。

款9消防費は、防災、災害対策関係経費、防災拠点倉庫新築関係経費、デジタル移動通信システム経費、消防広報車両購入、消防団員活動経費を合わせ3億万2,537万5,000円が計上されております。

款10教育費は、教育委員会、学校、幼稚園の運営経費、社会教育活動、文化財保護費並びに保健体育活動費などを合わせて2億9,699万2,000円が計上されております。

款12公債費については、地方債の元金、利子を合わせて3億4,847万6,000円が計上されております。

次に、審査経過について申し上げます。

まず、総務部など関連では、弁護士相談料及び顧問弁護士費用、町有地の売り払い、ふるさと納税及びふるさと納税基金積み立て、公共施設耐震診断、地方消費税社会保障財源交付金などの質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案どおり承認いたしました。

次に、未来創造部関係では、キャラクターの作成、第3次基本構想改定業務、老朽化空き家、一人一畝運動などの質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案どおり承認いたしました。

引き続き、土木環境部関係の質疑として、橋梁点検業務、弁護士相談費用及び裁判所強制執行費用について質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案どおり承認いたしました。

続いて、くらし創造部関係については、コピー使用料の減額について質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案どおり承認いたしました。

次に、健康子ども部関係の質疑について、歳入で民生児童委員の活動について、三宅町デイサービスセンター収支営業利益にかかわる納付金の算出根拠について、幼稚園保護者負担金について、歳出については、デイサービスセンター管理運営事業について、高齢者の予防接種について、無病息災事業についてなどの質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案どおり承認いたしました。

次に、幼稚園関係の質疑として、地域イベント負担金のイベント内容について、中小企業診断士委託料についてなどの質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案どおり承認いたしました。

教育委員会関係の質疑として、外国語講師委託料、ボーイスカウト補助金について質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案どおり承認いたしました。

次に、議案第2号 平成27年度三宅町国民健康保険特別会計予算案については、歳入歳出では9億3,200万円の予算計上となり、対前年度と比較して約6.1%の増額となっており、本委員会では原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

議案第3号 平成27年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算案については、歳入歳出予算で9,960万2,000円の予算計上で、前年度と比較して約1.4%の増額となっており、本委員会では原案どおり賛成全員で承認いたしました。

議案第4号 平成27年度三宅町介護保険特別会計予算案については、歳入歳出予算6億8,500万円の予算計上で、前年度と比較して約8.4%の増額となっており、地域包括支援セン

ター委託料についての質疑を行い、本委員会では原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

議案第5号 平成27年度三宅町公共下水道事業特別会計予算案については、歳入歳出予算では3億3,400万円の予算計上となり、対前年度と比較して0.1%の減額となっており、公共下水道アクションプランについての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

議案第6号 平成27年度三宅町水道事業会計予算案については、収益的収入は1億9,533万6,000円、支出は1億7,622万5,000円、また、資本的収入で810万円、支出では2,930万1,000円の予算計上が図られ、地域水道ビジョン策定業務についての質疑を行い、本委員会では原案どおり賛成全員で承認いたしました。

以上が、特別委員会に付託を受けました平成27年度予算6議案についての概要であり、予算執行に当たっては、補助金の活用など効果的な執行管理に努めていただくよう要望し、慎重審議を行いましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

議員各位におかれましては、何とぞよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（廣瀬規矩次君） 引き続きまして、池本議員には、委員長には連続になりますけれども、3月12日午前10時より開会されました総務建設委員会の報告を求めたいと思います。

総務建設委員長、池本久隆君。はい、池本委員長。

○総務建設委員会委員長（池本久隆君） それでは、総務委員会委員長報告。

去る3月9日、第1回定例会本会議において、総務建設委員会に付託を受けました諸議案について、12日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第7号 平成26年度三宅町一般会計第10回補正予算について、支出のうち総務部関係では、款1議会費、項1議会費、目1議会費で、交際費で5万3,000円の増額、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で、退職手当組合負担金2,960万2,000円を含む3,155万6,000円の増額、目3財産管理費では、各種保安委託料で89万2,000円の減額、目10財政調整基金では、公債基金積立金2,600万円の増額、項2徴税費、目1税務総務費では、手数料及び電算事務委託料合わせて540万6,000円の減額であります。

項4選挙費、目8農業委員会選挙費で、委員報酬、職員手当を合わせ70万1,000円が減額されております。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費では、退職手当組合負担金123万7,000円の増

額であります。

款12、項1 公債費、目1 元金では償還金44万円の増額、また、目2 利子では償還金102万円の減額がされています。

款14予備費においては、財源の調整を図るべく8万3,000円の増額が行われております。

未来創造部関係では、款2 総務費、項1 総務管理費、目4 企画費においては、ふるさと三宅創生事業で35万5,000円の減額、電算関係事務委託の減額、番号制度に伴う個人情報再構築事業の減額、団体内統合宛名システムの減額、そのほか委託料を合わせ700万7,000円の増額、文書管理システムで150万円の減額がされ、緑のカーテン事業では14万4,000円の減額であります。

項5 統計調査費、目2 指定統計調査費では、調査員の報酬で8万4,000円の減額、需用費で4万6,000円が増額されています。

款6 農林水産業費、目1 農業委員会費で9万円の減額、目3 農業振興費で、特産物推進事業で5万円の増額、目4 農地費では経営所得安定対策直接支払推進事業で87万2,000円の減額、新規就農支援事業で150万円の減額がされています。

款7 商工費、目2 商工振興費では、地場産業周知事業、恋人の聖地周辺整備、地域消費喚起・生活支援型事業を合わせて2,914万3,000円の増額であります。

款8 土木費、項1 土木総務費、目1 土木総務費では、空き家適正管理補助金として60万円の減額、項3 都市計画費、目1 都市計画総務費では、用途地域図印刷代で43万2,000円の減額、目3 まちづくり推進費では、駅周辺土地鑑定料として751万2,000円の減額、項6 まちづくり費、目3 企業立地促進費で、京奈和三宅インターチェンジ周辺土地利用事業委託料が183万9,000円減額されております。

款9 消防費、項1 消防費、目1 消防総務費では、総合防災訓練の講師依頼で10万円の減額、災害時優先電話代1万2,000円の増額、三宅町地域防災計画委託料で130万円の減額となっております。

次に、土木環境部関係では、款4 衛生費、項2 清掃費、目1 清掃総務費では、ごみし尿収集処理委託料で921万3,000円が減額となっております。

款6 農林水産業費、目4 農地費では、水路改修事業46万6,000円の減額、土地改良施設維持適正化事業で63万円減額、農地水利施設保全合理化事業で61万4,000円の減額となっております。

款8 土木費、項2 道路橋梁費、目1 道路維持費においては、光熱水費及び修繕料で43万円

の減額、登記料にかかわる経費100万円の減額であります。目2道路新設費では、京奈和自動車道三宅インターチェンジ開通に伴う費用99万5,000円の増額、社会資本総合整備交付金事業及び三宅1号線整備事業を合わせ612万円の減額となっています。

項3都市計画費、目4下水道費では、貸付金930万円の減額であります。

項4住宅費、目1住宅管理費では、各種保安委託料では40万円の減額であります。

続いて、歳入におきましては、款1町税では、収納率の向上による決算見込みの調整で、町民税の個人で461万1,000円の増額、同法人においては景気に影響し、247万8,000円の減額、純固定資産税は276万3,000円、軽自動車税は57万4,000円のおのおの増額、町たばこ税においては224万1,000円が減額補正されております。

款2地方譲与税で、項2自動車重量譲与税では72万9,000円が減額、項3地方揮発油譲与税は16万3,000円が増額されております。

款7自動車取得税交付金は965万円の減額がされております。

款10交通安全対策特別交付金は10万円が減額されております。

款11分担金及び負担金、項2負担金では、式下中学校負担金で761万円の増額、款13国庫支出金、目5農林水産業補助金で、井堰機能診断事業補助金で358万5,000円が増額、目7土木補助金として、社会資本整備補助金の近鉄石見駅周辺整備事業478万4,000円が減額されております。

目10総務補助金では、緊急雇用創出事業交付金で87万円減額、がんばる地域交付金で147万7,000円の増額、社会保障・税番号制度補助金で821万2,000円の減額、地域消費喚起・生活支援型交付金で1,977万3,000円の増額、地域創生先行型交付金で3,253万8,000円の増額であります。

款14県支出金、目5農林水産業費補助金では、農業委員会交付金、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金、新規就農支援事業補助金を合わせて228万2,000円の増額、目8消防補助金では、奈良県避難所機能緊急強化事業補助金72万5,000円が増額されております。

款16寄付金、目1一般寄付金では、一般寄付金9万8,000円の増額であります。

款19諸収入、目1延滞金で20万円の減額、項4貸付金収入、目2水洗便所貸付金収入では191万円の減額、項6雑入、目1雑入では、宝くじ収益金、農業水利施設保全合理化事業交付金、滞納処分費を合わせて604万4,000円が減額されています。

款20町債、目5農林水産業債は、一般単独事業債分40万円が減額され、目7土木債では、一般公共事業債、近鉄石見駅周辺整備事業で230万円の減額でありました。

以上が一般会計第10回補正予算中、総務建設委員会の所管にかかわる補正予算で、事業費などの精算並びに国・県の補助事業を積極的に活用されたものであり、本委員会では原案どおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第11号 平成26年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算については、翌年度に繰り越して使用する経費を定めたものであり、本委員会は原案どおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第12号 平成26年度三宅町水道事業会計第7回補正予算については、収益的支出において、款21水道事業費用、目1原水及び浄水費で、浄水場の電気代110万円の増額、目20配水及び給水費で、水道事業基本計画策定業務委託料で172万1,000円の減額、目25減価償却費で、有形固定資産減価償却費で459万3,000円の増額をされております。

動力費110万円と減価償却費459万3,000円の増額分には、委託料で減額した172万1,000円を充てており、不足分の397万2,000円については、款21水道事業費、項15予備費より充用されており、本委員会は原案どおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第13号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定案については、教育委員長と教育長と一本化した新たな責任者を置くなどを内容とする、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条が改正されたことによる改正案であり、本委員会は原案どおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第14号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、給与制度の総合的見直しに伴う賞与の支給月数の改定に伴い、国及び一般職の給与改定に準じ、昨年12月賞与にて引き上げた0.15月分の賞与支給月数を6月賞与、12月賞与合わせて年間0.15分引き上げるという改正案であり、本委員会は原案どおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の改正により、新教育長の職が新設されることに伴い、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に、新教育長の規定を追加する改正案であり、本委員会は原案どおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、三宅町の文化財保護審議会委員報酬を近隣の市町村の水準に合わすべく改正するものであり、本委員会は原案どおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告の給与制度の総合的見直しに準じ、平均2%俸給表を引き下げ、新俸給表への円滑に移行するため、3年間現給報償を実施し、また、持ち家手当にかかわる住居手当を廃止する改正案であり、本委員会は原案どおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第22号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、手当の支給について適正化を図るため、清掃業務手当を廃止しごみ処理作業手当に、保育業務手当は月額から日額へ、道路上作業手当は廃止する改正案であり、本委員会は原案どおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第24号 三宅町ふるさと納税基金条例の制定案については、ふるさと納税制度を活用し、町を応援するため寄せられた寄附金を必要な事業の財源に充てるため、納税基金を設置をするという制定案であり、本委員会は原案どおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第25号 三宅町自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定案については、石見駅東側自転車駐車場の土地賃貸契約が終了することから、石見駅東側自転車駐車場は廃止となるための改正案であり、本委員会では原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第26号 三宅町行政手続条例の一部を改正する条例の制定案については、平成27年4月1日より改正行政手続法が施行されることに伴い、行政指導の相手方に示す事項及び方法についての改正、行政指導の中止などの求めの新設、処分などの求めの新設を行うための改正案であり、本委員会では原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第27号 三宅町消防団条例の一部を改正する条例の制定案については、地域社会における女性の力を消防組織の中で生かし、消防団の活性化、消防力の強化を図り、地域における火災予防思想の高揚を図るとともに、災害どきの救急・救護業務の啓蒙を図るための女性消防団員15名を含め、定員63名にする改正案であり、本委員会は原案どおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第35号 三宅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正案については、再利用などによる廃棄物の減量について、町、事業者、町民の努力義務の明記、資源ごみの持ち去り防止のための禁止令及び罰則を規定、一般廃棄物処理業許可にかかわる遵守義務、罰則を規定、及び一般産業廃棄物処理手数料（し尿）を現行10リットルにつき110円を130円にする改正案であり、本委員会は原案どおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第38号 三宅町道路線の変更、議案第39号 三宅町道路線の廃止、議案第40

号 三宅町道路線の認定の3議案につきましては、京奈和自動車道一般部開通に伴い、国より移管分の認定及び管理する町道を明確化するための三宅2号線の一部、三宅93号線の一部、三宅206号線の一部を三宅町道路線の変更・廃止・認定を行うもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第42号 定住自立圏形成協定の締結については、天理市と施策分野の取り組みについて、双方に役割を分担し、連携を図り、共同し、または補完を行うため、定住自立圏構想推進要綱に基づき協定締結するものであり、本委員会は原案どおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第1号（専決処分事項報告）平成26年度三宅町一般会計第9回補正予算について、款2総務費、項1総務管理費では、目1一般管理費で、退職手当組合負担金140万円の減額を含む123万1,000円の減額、目2文書広報費で、人材派遣委託料28万8,000円の増額、目3財産管理費では、庁舎防水工事及び庁舎関係使用料・賃借料を合わせて43万5,000円の増額であります。

項2徴税費、目1税務総務費では、償還金利子及び割引料24万8,000円の増額であります。

款8土木費、項3都市計画費、目5まちづくり推進費では、職員人件費278万円の減額であります。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費は、職員人件費418万円の増額であります。

款14予備費は、それぞれの財源調整として133万4,000円の減額であり、本委員会は原案どおり全員賛成で承認いたしました。

以上が、総務建設委員会に付託を受けました補正予算3件、条例案11件、道路線の変更・廃止・認定が各1件、協定の締結1件、専決処分事項報告1件の概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認いたしましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（廣瀬規矩次君） 引き続きまして、3月12日、午後1時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、植村ケイ子さん。はい、委員長。

○福祉文教委員会委員長（植村ケイ子君） 福祉文教委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月9日、第1回定例会本会議において、福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、12日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について、ご報告いたします。

議案第7号 平成26年度三宅町一般会計第10回補正予算案について、歳出のうち、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費において、番号制度導入に伴う住民基本台帳システム委託料183万6,000円減額されています。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費において210万3,000円の増額であり、障害者相談支援事業所サポート事業、障害福祉サービス及び移動支援事業等682万9,000円で増額され、国保会計繰出金で893万2,000円減額されています。

目2老人福祉費では、介護保険特別会計繰出金29万9,000円増額、友愛チーム運営補助金4万9,000円の減額を含め27万6,000円の増額であります。

目3国民年金費では、電算委託料で20万円の減額がされています。

目7後期高齢者医療費では、特別会計への繰出金60万円が減額されています。

項2、目1児童福祉総務費では、児童扶養・特別児童扶養手当で407万5,000円が減額、町外私立保育所入所委託料472万6,000円の減額等を合わせ1,014万9,000円が減額されています。

目6幼児園費では、光熱水費及び備品購入費等を合わせ3万4,000円の増額であります。

次に、款4衛生費、目1保健衛生総務費は、健康管理システム委託料、予防接種委託料、国保中央病院組合負担金、母子保健事業で未熟児養育費ほかを含め491万1,000円の減額がされています。

款10教育費、項4、目1幼稚園費では、工事請負費で33万4,000円の減額がされています。

項5、目1社会教育総務費では、野外活動に係る経費と文化祭関係経費等で82万7,000円が減額され、目5文化財保護費では、発掘調査関連経費で204万3,000円が減額されています。

項6、目2体育施設費では、健民運動場維持補修工事費等で65万8,000円の減額がされています。

続いて、歳入におきましては、款11分担金及び負担金で、目2民生負担金では、所得階層の確定による幼児園保護者負担金増額と保育所入所受託負担金ほか減額及び養護老人ホーム入所措置負担金の増額を合わせて59万5,000円の減額、目3衛生負担金は、未熟児養育医療負担金8万円の減額がされています。

款12使用料及び手数料、目2民生使用料で、人数増加によるバス使用料の確定見込みにより5万7,000円の減額であり、目9教育使用料では、幼稚園授業料及びバス使用料で70万8,000円減額されています。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生負担金は、委託児童に関連する保育所運営負担金減額、障害者自立支援費負担金と障害児支援負担金の増額、児童手当交付金減額を合わ

せて357万2,000円の減額、目3 衛生負担金は、未熟児養育費で、14万円の減額がされています。

項2 国庫補助金、目2 民生補助金は、地域生活支援事業補助金で18万2,000円の増額、目3 衛生補助金は、働く世代の女性支援のための検診事業補助金で55万9,000円の減額、目4 児童福祉補助金は、子育て世帯臨時特例給付金事業補助金で39万円の減額がされています。

項3 国庫委託金、目2 民生委託金では、子育て世帯臨時特例給付事務費委託金で56万円増額されています。

次に、款14 県支出金、項1 県負担金、目2 民生負担金も国庫負担金同様で、委託児童に関連する保育所運営負担金減額、障害者自立支援費負担金と障害児支援負担金の増額、児童手当交付金減額を合わせて75万3,000円の減額、目3 衛生負担金は、未熟児養育費で7万円の減額がされています。

項2 県補助金、目2 民生補助金では、精神障害者医療費助成事業補助金、地域生活支援事業補助金、在宅福祉事業補助金を合わせ11万円の増額がされています。

以上、一般会計第10回補正予算案であり、児童委託の内容の質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第8号 平成26年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算案については、事業額の確定見込みに伴う減額補正で、歳入歳出予算にそれぞれ8,513万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を8億5,022万3,000円と定めるものであり、医療費の減少についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第9号 平成26年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算案については、事業額の確定見込みに伴う減額補正で、歳入歳出予算にそれぞれ60万円を減額し、歳入歳出の総額を9,769万7,000円と定めるものであり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第10号 平成26年度三宅町介護保険特別会計第4回補正予算案については、事業額の確定見込みに伴う減額補正で、歳入歳出予算にそれぞれ1,163万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を6億5,245万5,000円と定めるものであり、居宅介護サービスの利用及び内容について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第15号 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う一部改正であるため、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第18号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新教育長は特別職であるため、新たに条例の制定が必要となることから、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第19号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新教育長は特別職の常勤職員となるための旧条例の廃止であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第20号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新教育長の事務執行についての必要な事項を定めるための条例制定であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第23号 三宅町実費弁償条例の一部を改正する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、総合教育会議に呼ぶことができる意見聴取者について実費弁償を支給する場合、これを規定した本条例に当該意見聴取者の規定を追加するための改正であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第28号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険制度改正及び介護保険法第117条に規定する第6期介護保険事業計画に基づく保険料を改定する一部改正であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第29号 三宅町地域包括支援センター設置条例の制定については、第3次地域主権一括法の施行に伴い、条例委任された包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例制定に基づき、既存の三宅町地域包括支援センター設置運営要綱を新条例として制定することが必要となったための条例制定であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第30号 三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、第3次地域主権一括法の施行に伴い、平成27年1月16日付で厚生労働省より条例の一部正誤が示され、第6条第12号の一部に「奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条の規定によりその例によることとされる」条文の追加等があったための一部改正であり、本委

員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第31号 三宅町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、第3次地域主権一括法の施行に伴い、厚生労働省より条例の一部正誤が示されたので、第32条第12号に「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。」条文追加があったための一部改正であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第32号 三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、第3次地域主権一括法の施行に伴い、厚生労働省より条例の一部正誤が示されたので、第7条第4項に「前項ただし書の場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。」条文の追加等があったための一部改正であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第33号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定案については、平成27年度から子ども・子育て支援制度のもとで運営する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額は、保護者の所得の状況等を勘案して町が定めることとなるため、利用者負担額の限度額及び減免規定を定めるための条例の制定であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第34号 三宅町保育所各種使用料・利用料に関する条例を廃止する条例案については、平成27年度から開始される子ども・子育て支援法のもとで運営する特定教育・保育施設の利用において提供される便宜に要する費用について、三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例で定めたことによる本条例廃止であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第36号 三宅町立幼稚園の授業料及びバス使用料条例を廃止する条例の制定案については、これまで三宅幼稚園の授業料及びバス使用料は使用料条例で規定されてきたが、平成27年度から施行される子ども・子育て新制度に伴い、三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例に含まれるための本条例廃止であり、本委員会は

原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第37号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定については、平成18年度から指定管理制度の導入を図ってきたところであるが、平成26年度末をもち4度目の指定期間が終了することから、公募による指定管理者候補者、東屏風自治会会長木谷紘一、指定期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日までを指定管理者として指定したいので、議会の議決を得るため提出されたものであり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第41号 川西町、三宅町及び川西町・三宅町式下中学校組合指導主事共同設置規約の廃止案については、川西町並びに三宅町単独では設置できなかった指導主事について、平成23年3月、保育所、幼稚園、小学校及び中学校に対する学校運営、教育課程及び教育課題等に関する指導及び助言を行う指導主事の共同設置の規約を制定しましたが、しかし、中学校以外については、その指導及び助言は管理町の学校のみとなっており、実態に合わせるため規約を廃止する必要が生じたためのものであり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

承認第1号 (専決処分事項報告) 平成26年度三宅町一般会計第9回補正予算については、款10教育費、項5社会教育費、目2公民館費では、施設に関する維持管理に要する経費で15万6,000円の増額、目3社会教育施設費では、文化ホールの燃料費等で58万2,000円の増額、また、各種保安委託料で54万4,000円の減額であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が、福祉文教委員会に付託を受けました補正予算案4件、条例案13件、指定管理者の指定1件、規約の廃止1件、専決処分事項報告1件についての概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認しましたことをご報告申し上げまして、委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長(廣瀬規矩次君) ただいま、各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対して質疑を許します。質疑のある方、挙手をお願いします。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

はい、松田議員。

○7番(松田睦男君) 子ども議会について、ちょっと討論してみたいと思います。

去年は町制40周年記念事業の一環として行うということでございました。議会に具体的な

説明もなく……

(「討論違いますよ」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) はい。討論の中で、子ども議会というのは、そういう案件というのはありませんから、それは却下していただき……

○7番(松田睦男君) 何で。ないことあるかい。予算の中にちゃんと計上されとるやないか。なぜそれ言うたらあかんの。

○議長(廣瀬規矩次君) 予算は、それは26年度のそのときの予算であって、今その例えば補正予算とかそういう専決処分の中では、そういうのは提案されていませんから、それは削除していただきたい。

○7番(松田睦男君) 何ということ言うねん。ちょっと議長、しっかり勉強せえや。何考えとんねや。何でだめなんだ。

○議長(廣瀬規矩次君) 言葉を慎んでください。27年度……

○7番(松田睦男君) 言葉を慎むような……

○議長(廣瀬規矩次君) 27年度の当初予算で計上されているということで、今お聞きしましたので、どうぞ発言してください。

○7番(松田睦男君) 今お聞きしましたじゃないでしょう。それはちゃんと資料が手元にあるでしょうが。しっかりしてくださいよ。

その内容は、非常に議会として認めるような内容ではなかったです。具体的に言いましょうか。まあそれはおいておきましょう。私は3日前に委員会が開かれて、そして、子ども議会を開くと、それには事務局長が回答まで用意して、そしてそちらのほうに議員が座って、そして、こういうことをやるんだと。とてもその議会として受け入れられるような問題ではなかったです。そのときに私は町長と副町長、教育長を呼んで説明を求めましたが、議長はそれには応じませんでした。

そこで、去年のこの反省点と今年度議会に予算が計上されていますが、どのような内容で実施されるのか。この予算は議会ではなくて、教育委員会が予算を計上すべきものじゃないんですか。そして、議会側はそれに協力をしていくというのが私は基本的なやり方だというふうに思います。どうでしょうか。

(「議長、討論ですよ。討論は賛成か反対かで、賛成やったら賛成の意見、反対やったら反対の意見ですよ。ちょっと収拾、まとめてください、議長」と呼ぶ者あり)

○議長（廣瀬規矩次君） はい。

（「委員長が指名してから言えや」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） はい。これは質疑と違いますから、討論としてお聞きしておきます。

ほか、賛成討論等々はないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りをいたします。

議案第1号 平成27年度三宅町一般会計予算についてより議案第6号 平成27年度三宅町水道事業会計予算についてまでの6件を一括採決いたします。

本6件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君） ありがとうございます。起立全員と認めます。

よって、本6件は可決することに決定しました。

お諮りいたします。

議案第7号 平成26年度三宅町一般会計第10回補正予算についてより議案第12号 平成26年度三宅町水道事業会計第7回補正予算についてまでの6件を一括採決をいたします。

本6件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君） はい、ありがとうございます。起立全員と認めます。

よって、本6件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第13号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてより議案第23号 三宅町実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてまでの11件を一括採決します。

本11件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君） はい、ありがとうございます。起立全員と認めます。

よって、本11件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第24号 三宅町ふるさと納税基金条例の制定についてより議案第27号 三宅町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一括採決をいたします。

本4件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣瀬規矩次君） はい、ありがとうございます。起立全員と認めます。

よって、本4件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第28号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてより議案第32号 三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5件を採決をいたします。

本5件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣瀬規矩次君） はい、ありがとうございます。起立全員と認めます。

よって、本5件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第33号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてより議案第34号 三宅町保育所各種使用料・利用料に関する条例を廃止する条例の制定についてまでの2件を採決いたします。

本2件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣瀬規矩次君） はい、ありがとうございます。起立全員と認めます。

よって、本2件は可決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第35号 三宅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について採決をいたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣瀬規矩次君） はい、ありがとうございます。起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第36号 三宅町立幼稚園の授業料及びバス使用料条例を廃止する条例の制定について

採決をいたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣瀬規矩次君） はい、ありがとうございます。起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第37号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣瀬規矩次君） はい、ありがとうございます。起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第38号 三宅町道路線の変更についてより議案第40号 三宅町道路線の認定について  
までの3件を一括採決いたします。

本3件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣瀬規矩次君） はい、ありがとうございます。起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第41号 川西町、三宅町及び川西町・三宅町式下中学校組合指導主事共同設置規約の  
廃止についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣瀬規矩次君） はい、ありがとうございます。起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第42号 定住自立圏形成協定の締結についてを採決をいたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣瀬規矩次君） はい、ありがとうございます。起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

承認第1号（専決処分事項報告）平成26年度三宅町一般会計第9回補正予算についてを採決をいたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君） はい、ありがとうございます。起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

---

#### ◎追加議案の上程

○議長（廣瀬規矩次君） 次に、追加議案についてですが、お諮りをいたします。

本日の議事日程に追加議案を上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認めます。

よって、議案を追加することに決定いたしました。

追加議案を配付いたしますので、しばらくお待ち願いたいと思います。

（議案配付）

○議長（廣瀬規矩次君） 配付漏れございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

---

#### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬規矩次君） 追加日程第1、議案第43号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 追加日程第1といたしまして提出いたしました議案第43号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定案について、提案理由をご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、新教育長は特別職の常勤職員となり、

特別職の職員で常勤のものの給与について規定した条例に新教育長の規定を追加する必要が生じ、平成27年3月13日に、三宅町特別職報酬等審議会を開催し、慎重なる審議をいただき、3月16日に三宅町特別職報酬等審議会会長から私に対して新教育長の給料額等についての答申がなされたことから、今回追加議案として提出を行ったものであります。

なお、新制度移行に当たり、施行日の平成27年4月1日に在職している教育長については、施行日以降も、その教育委員としての任期が満了するまでは引き続き旧教育長として在職することから、関係する条例については、なお従前の例により効力を有することとする経過措置を設けることとする条例の一部改正案の提出をいたしております。

何とぞご審議よろしくお願いを申し上げます。

○議長（廣瀬規矩次君） ただいま志野町長より説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 質疑は終結いたします。

これより討論を行います、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

追加日程第1、議案第43号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君） はい、ありがとうございます。起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

---

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬規矩次君） 追加日程第2、議案第44号 平成26年度三宅町一般会計第12回補正予算についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 追加日程第2といたしまして提出いたしました議案第44号 平成26年

度三宅町一般会計第12回補正予算案については、款2総務費、項2総務管理費、目1一般管理費の委託料については、このたび公共団体たる地方自治体の三宅町長を被告として、原告の三宅町住民より、三宅町議会議員による広報みやけ11月号に折り込まれた文書に係る件について、町議会議員に対し、各1万円及び本訴状送達の翌日から支払い済みまでの年5分の割合による金員それぞれを請求せよ等の返還請求に係る訴状が、平成27年2月25日、奈良地方裁判所に提出され、平成27年2月26日に受け付けが行われました。

本町には、平成27年3月16日に訴状が届き、本事件に関する答弁書の提出期限が平成27年4月14日火曜日とされており、第1回口頭弁論期日は平成27年4月21日火曜日午後1時15分から予定されていることから、本事件に対しては法務の専門家である弁護士に訴訟代理人として委託を行うこととなり、このたび本事件に関する着手金として必要となる32万4,000円の増額補正予算を行ったものであります。

目3財産管理費の工事請負費の60万円の増額補正は、庁舎屋上の本館防水工事において既設シートの撤去を行った結果、経年劣化により下地の損傷が激しいため、この状態で表面防水処理だけでは防水機能が回復しないこと、並びにまた、北館においても入り隅部や出隅部の塩ビ補強板及び改修ドレン部の損傷が激しく、改修工事が必要となり、一部工事内容に変更が生じたことから増額を行っております。

予備費においては92万4,000円の減額を行い、予算の調整を行っております。

以上により、今回の補正額は、歳出において既定の予算の範囲内で行っており、予算総額そのものの変動はございません。

何とぞよろしくご審議いただき、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬規矩次君） ただいま志野町長より説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 質疑は終結いたします。

これより討論を行います、討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りいたします。

追加日程第2、議案第44号 平成26年度三宅町一般会計第12回補正予算についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣瀬規矩次君） はい、ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

---

◎承認第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬規矩次君） 追加日程第３、承認第２号（専決処分事項報告）平成26年度一般会計第11回補正予算についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 追加日程第３として提出いたしました承認第２号（専決処分事項報告）平成26年度三宅町一般会計第11回補正予算について、提案理由を説明いたします。

さきの平成26年度三宅町一般会計第10回補正予算提出後に、総務費の委員報酬については、地方教育行政の法律の一部改正により、特別職となる新教育長の報酬を定める必要が生じ、特別職の報酬は三宅町特別職報酬等審議会の意見を聞くものとすることから、このたびの当審議会の開催に当たり、委員の報酬が必要となり、１万5,000円の増額補正予算を行ったのであります。

項４選挙費では、統一地方選の奈良県知事並びに奈良県議会議員選挙に係る選挙ポスター掲示板の見積もりを徴取したところ、材料費の高騰により26万円の不足が生じたことから増額補正予算を行うとともに、投票用紙読み取り機のメンテナンス費用36万8,000円の減額調整をあわせて行うものであります。

民生費では、社会福祉総務費の心身障害者医療費の手数料4,000円の増額並びに老人福祉費の重度心身障害老人等医療費助成事業における新規の受給者が平成26年12月25日に資格取得申請され、平成27年２月末時点で把握することができなかった平成26年７月から９月までの入院分の請求が平成27年３月４日にあったことから、９万7,000円の扶助費の不足が生じ、さらに母子福祉費では父子家庭の扶助費１万1,000円の不足が生じたため増額を行い、予備費においては１万9,000円の減額調整を行っております。

以上により、今回の補正額は歳出において既定の予算の範囲内で行っており、予算総額そのものの変動はございません。

特に緊急を要するため、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出をいたしております。何とぞご承認のほどよ

ろしく願いたします。

○議長（廣瀬規矩次君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 質疑は終結いたします。

これより討論を行います、討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りいたします。

追加日程第3、承認第2号（専決処分事項報告）平成26年度三宅町一般会計第11回補正予算についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君） はい、ありがとうございます。起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

---

#### ◎議員の辞職について

○議長（廣瀬規矩次君） 追加日程第4、議員の辞職についてを議題といたします。

渡辺哲久議員の辞職願が提出されております。地方自治法第117条の規定により、渡辺哲久君の退場を求めます。

（渡辺議員退場）

○議長（廣瀬規矩次君） それでは、職員に辞職願の朗読をしていただきます。

○事務局長（山田恵二君） それでは、朗読させていただきます。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、平成27年3月20日をもって議員を辞職したく、お願い申し上げます。

平成27年3月19日、三宅町議会議員、渡辺哲久。

三宅町議会議長、廣瀬規矩次様。

以上でございます。

○議長（廣瀬規矩次君） それでは、お諮りいたします。

渡辺哲久君の議員の辞職を許可することにご異議はございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） はい、松田議員。

○7番（松田睦男君） 渡辺議員については、住民自治法の条例をつくるとかいうことで、地域住民に、3月議会で町から上程して、それを制定していくんだというような報告、また、チラシ等にも書いてそういうことをやってきた議員です。そこで、やるんやったら、私は、最初からやめよと、議員をやめよと何回も言ってきたけど、ここまでやってきとって、それでここで辞職と、これはもう本人の意思だから仕方がないですけど、余りにも議会軽視だと思う。これ、本当にもう地に落ちた議会としか言えない、私にしたら。

○議長（廣瀬規矩次君） はい、わかりました。松田議員の意見としてお聞きをいたしておきます。

松田議員の要望というんか意見がございましたけれども、これは採決はせずに、こういう当人の意向でございますので……

（「採決とってください」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 採決とる。いや、今採決とらんでいいって。

それでは、渡辺哲久君の議員辞職について、本件を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君） はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、渡辺哲久君の議員の辞職を許可することに決定をいたしました。

退場しておられます渡辺哲久君に入場をお願いしたいと思います。

（渡辺議員入場）

---

#### ◎閉会中の継続審査について

○議長（廣瀬規矩次君） 閉会中の継続審査についてでございますが、お諮りいたします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査をしていただきたいと思います。

---

◎町長挨拶

○議長（廣瀬規矩次君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了をいたしました。

閉会に当たりまして、志野町長より挨拶をいただきたいと思います。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 平成27年3月三宅町議会第1回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会に新年度予算を初めとする重要案件47件の議案等提案を申し上げ、去る3月3日以来、17日間にわたり慎重審議をいただき、全議案可決決定いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、本議会で議決いただきました本町の長年の懸案事項でありました石見駅周辺整備につきましても、昨年度より具体的な計画づくりを行い、本年度からは用地買収等の事業を進めるとともに、京奈和自動車道三宅インターチェンジが来る3月28日より供用開始されることから、引き続き周辺事業を初めとする諸事業等にも積極的に取り組むとともに、地方創生に係る基本理念である豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、個性豊かで多様な人材の確保及び魅力ある多様な就業の機会の創出の実現等、住民生活にとって必要性、緊急性、有効性の高い施策に重点を置いた予算措置を行ったところであり、「夢と活力とうるおいに満ちた三宅町」を築くため取り組んでまいり所存であります。引き続き、議員各位におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、平成27年度の事業といたしまして、平成27年3月13日付の県通知により、再生可能エネルギー等導入促進基金事業の内示があり、本事業では大規模災害に備え、避難場所等に再生可能エネルギーを導入し、災害に強く低炭素な地域づくりを早期に構築するものであり、当町においては三宅小学校、伴堂保育所、三宅幼稚園の3施設において要望を行ったところ、さきの3施設全てにおいて太陽光発電、蓄電池、太陽熱利用設備の設置の事業採択がありましたので、平成27年度の早期の事業実施を行うため、当該事業の増額補正予算を4月1日付で専決処分を行う予定をいたしておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

いよいよ春の好季節を迎えようとしておりますが、時節柄、議員皆様方にはくれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（廣瀬規矩次君） これをもちまして、平成27年3月三宅町議会第1回定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

（午後 3時17分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員